

議事日程（第４号）

平成２４年１２月１２日（水）午後１時開議

１．出席議員は、次のとおりである。

１番 村上源吉君	２番 高橋道弘君	３番 高橋真一郎君
４番 嶋原利光君	５番 高橋道也君	６番 菅野清一君
７番 菅野意美子君	８番 菅野正彦君	９番 黒沢敏雄君
１０番 佐藤喜三郎君	１１番 五十嵐謙吉君	１２番 高野善兵衛君
１３番 石河清君	１４番 遠藤宗弘君	１５番 斎藤博美君
１６番 新関善三君		

２．欠席議員は、次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	佐藤賢助君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	斎藤庸夫君

４．職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
		書記	菅野春華

５．会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

議案第７０号 川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例

（質疑・討論・採決）

議案第７１号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第９号 平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第６号））

（質疑・討論・採決）

議案第７２号 平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第７号）（質疑・討論・採決）

議案第７３号 平成２４年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）

(質疑・討論・採決)

議案第 74 号 平成 24 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(質疑・討論・採決)

議案第 75 号 平成 24 年度川俣町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(質疑・討論・採決)

追加日程

発議第 23 号 国が示した「財物賠償基準」を見直しさせ、「再取得価額」を基準とした賠償基準とすることを求める意見書

発議第 24 号 「自主的避難区域」における精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書

発議第 25 号 「原発ゼロ」の政治決断を求める意見書

発議第 26 号 政府が行った「原発事故収束宣言」の撤回を求める意見書

発議第 27 号 避難住民のための農地付住宅団地造成及び復興住宅の建設を求める意見書

発議第 28 号 国による農地除染計画に関する意見書

議報告第 8 号 平成 22 年度及び平成 23 年度農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について

議報告第 9 号 所管事務調査結果報告について

議報告第 10 号 議員研修会の報告について

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後１時００分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において６番議員 菅野清一君、８番議員 菅野正彦君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第２，各常任委員長から請願・陳情の審査結果について、報告願います。

最初に、総務文教委員長報告願います。総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 総務文教常任委員会委員長 菅野正彦でございます。請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された請願は、１２月６日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番 号	件 名	審査結果	意 見
１７	外部監査制度導入に関する請願書	不採択	
２１	「『財物賠償基準』を見直し、『再取得価額』を基準にした賠償基準にすることを求める意見書」の提出を求める請願	採 択	意見書提出
２２	「中間指針の見直しを求める意見書」の提出を求める請願	採 択	意見書提出
２３	「国に『原発ゼロ』の政治決断を求める意見書」の提出を求める請願	採 択	意見書提出
２４	「政府の『原発事故収束宣言』の撤回を求める意見書」の提出を求める請願	採 択	意見書提出

以上です。

すみませんでした。陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、１２月６日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番 号	件 名	審査結果	意 見
９	山木屋地区住民の生活再建に向けた陳情書	採 択	意見書提出

以上です。

○議長（新関善三君）　これから継続審査となっております請願第17号「外部監査制度導入に関する請願書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は。

2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　報告者にご質問いたしますが、継続審議になった際に、十分に審議をしてというお話しだったんですが、どのような議論の末に不採択になったのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（新関善三君）　8番　菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君）　2番議員の質問に対してご報告申し上げます。

委員会は、今の継続審査になっていた件については、今の川俣町の監査体制で十分間に合うということで、そういう結論に達しました。以上です。

○議長（新関善三君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　9月議会の際の継続審査になった際の理由では、外部監査制度導入に伴うメリット、デメリットについて詳細に審議をする必要があるので、継続審査にしたと、こういうふうなご報告だったわけですね。そのメリット、デメリットについては、どのように整理をなされたのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（新関善三君）　8番　菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君）　前の9月議会では、私そのように申し上げました。10月26日にも私らは委員会を開いて、そういうことを審議しましたが、まず、メリット、デメリットよりも、今の要するにそういうことよりも、今の川俣町の監査体制で十分間に合うんだからということで、それ以上の意見は委員会の中では出ませんでした。以上です。

○議長（新関善三君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　そうしますと、9月議会本会議における総務委員長の答弁は、全く虚偽だったということでしょうか。だって、メリット、デメリットについて検討するから継続審査をするというふうに提案をしてですよ、それについては議論しないで、今の監査体制で十分間に合うんだからそこは議論しなかったとすれば、継続審査にした理由そのものが根底から崩れるわけじゃないですか。だったら、継続審査にする理由はなかったわけでしょう9月議会です。メリット、デメリットについて十分に議論をして、その後、採択するかしないか決めるというふうに9月議会ではおっしゃったんですよ委員長は報告で、私どもに対して。それは議論しなかったんだと。議論しないんだけど、いいんだということはある得ないじゃないですか。これ当局の答弁だったら、当然、委員長も何なんだというふうに追求するんだと思いますよ。その言っていることとやった審査結果が違うということについては、私は承服しかねるんですけど、そこはどういうふうに報告者としては責任を感じているんですか。どういうふうに整理するんですか。メリット、デメリットについて審議するんだというふうに本会議で言いながら、それは委員会では審議

していなかった。けども、不採択なんだと。これは理由にならないと思うんですが、どのように考えておりますか。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 私は虚偽の答弁をしたと言われても、私は虚偽の発言をしたつもりはありません。そういう話も9月の中にはそういう話もありましたが、10月と今回の委員会の中では、そういう話はありませんでした。以上です。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。佐藤喜三郎君。

○10番（佐藤喜三郎君） 10番 佐藤です。私も請願の紹介議員として、今の総務委員長の不採択の説明は甚だ理解できない理由でありますので、メリット、デメリットについて議論をしてないと。まあ、したんだと思うんですが、後で委員会ですから議事録もあると思いますので、それも見せてもらいますけども、とにかくどういう議論がされたのか。そして、今の監査体制で間に合うという、そういう結論に至ったのか。やっぱり議論の内容を少し説明をしてほしいんですね、本会議で。議事録を見せてもらえれば私は分かりますが、やっぱりこれ大きな問題ですので、開かれたやっぱりこういう制度を導入してくれという一町民の願いが、いや、川俣町の監査制度で済むんだということは、どうも川俣町の我々開かれた議会を重視する議会の総務常任委員会の結論としては理解しかねますので、その辺丁寧に説明していただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 丁寧にと言われても、私は今言った質問に対するお答え、前者に答えたとおりですので、委員会の中では、先ほど言ったような報告であります。以上です。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これから討論に入ります。この請願に対する委員長報告は不採択です。はじめに、原案に賛成者の発言を許します。10番。

○10番（佐藤喜三郎君） 取り消し。

○議長（新関善三君） 次に、（不規則発言あり）いや、不採択で報告がございしますので、原案に賛成者の発言を許します。採択を求める請願が原案ですので、委員長報告は不採択です。まず、最初に、原案に賛成者の発言を最初。10番。

○10番（佐藤喜三郎君） 私は、この制度は、川俣町では是非とも導入しなければならないと。それは、とにかく町民の1人の意思か、まあ何人の意思にしても、とにかくこういう制度を導入してくれという請願者がいるということ。町民の願い、それを受け入れられない川俣町であってはならないと思うんですね。ましてやこの制度は、国とか都道府県とか、政令都市とかには義務づけられている制度でありまして、何らいろんな問題を抱える制度ではないはずなんです。それを川俣町の住民の方から是非ともこの制度を導入してくれという請願が挙がったのに、それを不採択にするというようなことは、とても私たちの川俣町議会で決議する、不採択を承認

するような、そんなことがあったら、本当にとんでもない笑われものになると思うんですよ。本当にあのこれは恥ずかしいことですので、是非ともこれは採択に賛成してほしい、そういう思いから不採択には、私は反対します。

○議長（新関善三君） 次に、原案に反対者の発言を求めます。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで討論は終わります。

この採決は起立によって行います。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（新関善三君） 起立 6 人、起立少数です。

よって、請願第 17 号は、不採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 請願第 21 号「『財物賠償基準』を見直し、『再取得価額』を基準にした賠償基準にすることを求める意見書」の提出を求める請願」を採決いたします。

この請願に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第 21 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 請願第 22 号「中間指針の見直しを求める意見書」の提出を求める請願」を採決いたします。

この請願に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第 22 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 請願第 23 号「国に『原発ゼロ』の政治決断を求める意見書」の提出を求める請願」を採決いたします。

この請願に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第 23 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 請願第２４号「政府の『原発事故収束宣言』の撤回を求める意見書」の提出を求める請願」を採決いたします。

この請願に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第２４号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 陳情第９号「山木屋地区住民の生活再建に向けた陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第９号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、産業建設常任委員長報告願います。

○産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 産業建設常任委員会委員長の黒沢です。請願の審査結果を発表いたします。

本委員会に付託された請願は、１２月１１日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告いたします。

記

番 号	件 名	審査結果	意 見
２０	町道路線変更改良整備に関する請願書	採 択	

以上であります。

○議長（新関善三君） これから請願第２０号「町道路線変更改良整備に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第２０号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第３，議案第７０号「川俣町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第4、議案第71号「専決処分の報告及びその承認について（専決第9号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 4点ほどお聞きしたいんですけど、歳出の方ですけど、9ページに歳出の詳細が書かれているんですが、まず、1番目、報酬なんですけど、120万円の非常勤の報酬が計上されていますが、これらの人数と単価についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、職員の手当がありまして、時間外手当と管理職の特別職の手当があるんですが、これらの対象人員は何名かお知らせをいただきたいと思います。

それから、13番に委託料があるんですが、ポスター掲示板の設置及び撤去委託料、これ何か所なのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

まず、期日前投票の管理者でございますが、11名になります。期日前投票が5日から15日までの11日間でございますので、11人。期日前投票の立会人が2人ずつで11日間、22名になります。投票当日、投票所が18箇所になりますので、18人。投票立会人が3名ずつになります。で、57名。開票管理者が1名、開票立会人が政党が10名出ておりますが、一応予算が12名となっておりまして、時間外でございますが、投票が80名、開票が80名になります。管理職については、33名となっておりまして、ポスター掲示につきましては、127箇所、法定では138箇所ではありますが、今回、設置してありますのが127箇所となっております。以上でございます。

単価につきましては、投票管理者が1万1,200円になります。期日前投票の立会人が9,600円。開票の管理者が9,600円。開票の立会人が8,000円となっております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、この単価は1回引き下げたんだけど、戻したと

いうことでよろしいでしょうか、非常勤報酬の金額。

あと管理職の特別職員手当33名は、主幹以上なのかな、課長さん以上なのかわかりませんが、86万円を33人で割ると割り切れないと思うんだけど、この単価はいくらですか。

○議長（新関善三君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） まず、管理職でございますが、先ほど1点漏れまして、期日前事務従事者が15名入っております。あと33名で48名、これが1万8,000円となっております。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で決まっておりますので、そのままとなっております。下げてそのままです。直っていませんので、以上でございます。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 非常勤職員の報酬なんだけど、1回下げて、町長は元に戻しますと言って本会議で答弁して戻したことがありますよね。これはなんで戻ってないんですか。1回戻すと町長ちゃんと約束して戻した経緯あるじゃないですか。それで、嘱託職員だか学校の用務員さんだけがそのまま残ってますよ、ほかは上がったじゃないですか。だから、これだけなんで元のままなんですか。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

そのままだったと私は認識しております。ちょっと時間をいただきたいと思いません。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 暫時休議いたします。 （午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後1時58分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 大変申し訳ございませんでした。確認を今しましたところ、16年の4月1日に改正をしたままでございます。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 参考までにこういうケースは初めてなので聞いておきたいんですが、委託料でポスター掲示を127箇所されたと言うんですが、新聞報道なんかによると、なんか切られてたというふうなことがあるんですが、これは修理費やなんかはこの中に出てないんですが、どういう対応で措置なさったんですか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり新聞に出てございまして、農村広場の入口の下の方の駐車場の分かれ道のポスター掲示場ではありますが、足が切られたということで倒れてはいませんでした。切られたということで、容疑者は捕まっております。それで、

委託した業者に補修をしてもらったということでございます。以上です。

修理については、その業者をお願いをしてありますので、それについては後で相談をしていきたいと思います。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まあ原則的なことだから私聞いているんですよ。例えば予算のないものは執行できないでしょう、基本的には。けども、壊されたものは放置しておくわけにはいかないということで、だから、それはどういう対応をしたんですかということを聞いているんですよ。だから、業者に頼んで直してもらいましたは良いんだけど、ただで直してくれろとはまさか行政側で言うわけにもいかないでしょう。だから、それはどういう対応をしたんですかと聞いているんですよ。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

お金の支払いはまだしておりませんが、業者と話をしながら決定をしていきたいと思っておりますので、これから支払うかどうかは業者さんと、足だけでございますので、これは修繕費とか需用費にありますので、そういうもので対応していきたいと思っております。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第5、議案第72号「平成24年度川俣町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は1点だけ質しておきたいんですが、債務負担行為が出されているんですが、予算として議会に提出するにあたって、この提案ではいくらの金額になるのかが皆目見当つかないんですね。だから、これで議会が了解しろということは、ちょっと無理があるんじゃないかと思うんですね。限度額、債務負担行為ですから限度額を抑えなくちゃならないために出すんですが、100分の65ということは、100億円の100分の65なのか、30円の100分の65なのか、

これはどう考えても予想がつかないので、これで了解しちゃうと議会で認められたものですからということになったのでは、これ議会も無責任だと思うので、その辺の考え方を教えてもらいたいと思うんです。

○議長（新関善三君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

福島市、川俣町学校給食センター協議会の今回の追加にかかる調理運搬業務の負担行為の限度額にかかるご質問でございます。本債務負担行為補正につきましては、平成25年から27年までの3年間にかかる調理運搬業務委託にあたりまして、事業実施年度前の入札及び複数年度契約を行うために今回、提案してございますが、基本的には債務負担行為を設定する場合には、お質しがありましたように、その行為の事項、期間、限度額を定め、予算の内容として議会の議決を経なければならないとしてございます。ただし、限度額につきましては、金額による表示以外、文言でも記載してよいとされておりまして、その記載の方法につきましては、契約額の範囲とか契約額の何パーセントに相当する額という表示でございました。基本的には、今回におきましては、福島市においても同様の債務負担行為を12月議会定例会に提出してございまして、同様の負担行為補正として、それぞれ100分の65、100分の35としてございますが、限度額につきましては、今後、指名競争入札により限度額が確定いたしますので、仕様書に基づく額とすることで、福島市と協議により同様の表示とさせていただきます。なお、基本的には金額でございますが、具体的にはその金額を入れることによりまして、具体的には業務委託契約の仕様書イコール設計金額ともなり得るものでございますので、そのようなことも含めまして、今回は100分の仕様書に基づき算出額の100分の65に相当する額ということで提案をさせていただいたところでございます。なお、委託経費につきましては、協議会の中におきまして現在、仕様書を策定する中で参考で申し上げますと、期間全体3年間にかかる執行予定額は8,174万3,000円以内ということで、現在、協議をしております。以上、答弁いたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 福島市も100分の35だから、川俣は65で、これで認めるということなんだろうと思うんですが、やっぱりこれ債務負担行為は基本的にはやっぱりいくらの金額、限度額はちゃんと定めるのが原則でしょう。額は全然示さないで、これでも良いんだということだと、議会では分からないんですよ、いくらののか、債務負担ですから。これでやっちゃえばね、確かに仕様書に基づいてやっているんだということでありまして、たまたま今、8,175万円だというふうなことで、そういう仕様書でやっていますということなので、そうだとすればそれである面では私は分かるんですが、競争入札やなんかにかける場合だって、今、ちゃんと国会でやっているものはなんぼでもあるわけですね。議会に報告すれば金額が分かっちゃうからみたいなやり方で、議会の方までそれに同調しろというわけにはいかないんじゃないかと思うんですよ。全く青天井ですからね、この説明で言わ

れば、その辺はどうなんですか。

○議長（新関善三君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

基本的には、ただいま議員にご説明申し上げましたように、限度額につきまして
は記載してございませんが、そのようなことで計画の範囲という表示をさせていただ
いておりますが、入札後、金額が確定しておりますので、そのようなことでご理
解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何十点か、質問させていただきますので、よろしくお願いを申
上げたいと思います。

まず、今、同僚議員も質問しましたけど、この4ページの債務負担なんですけど、
確かにおっしゃるとおり文言で表示をすることも可能ですね。しかし、当町におい
ては、なるべく金額にするということで、ずうっと金額にしてやってきた経緯があ
りますね。今、毎年将来負担比率というのを出してましたんじゃないですか。その
ときに金額がなかったら、将来負担比率なんて出せっこないと思うんですよ、私は。
ですから、当然にしてここは明確に金額を入れて表示をするのが現状の考え方では
ないかと私は思うんですけども、どうやって将来負担比率を計算するのか、これで
良いというのであれば、将来負担比率は金額がなかったら計算できないんだから、
なんでこういう提案になったのか、将来負担比率はどうやって計算するのかお知ら
せをいただきたいと思います。

それから、5ページに歳入書かれているんですけど、この中で初日に寄附採納報
告ありましたですよ。その中で災害対策給付金173万6,049円というのが
総務課長からあったんですが、今般はジャニーズの寄附金758万3,000円し
か歳入にないんですよ。災害対策基金の173万6,049円は、どこに消えて
しまったのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、歳入の11ページですかね、ブランド・イメージ回復支援市町村交付
金というのがあるんですけども、これは歳出で見ると17ページで東日本大震災復
興基金積立金に積みますとこう書かれているんですけど、これ去年来たときは正に
このままの名称で来ているんだと思うんですよ。今回は県から来て、ブランド・
イメージ回復支援市町村交付金ということで来ているんですけど、この4,817
万2,000円のね、なんで17万2,000円になったのか、2,000円まで細
かくあるので、算出基礎があるんだろうということと、これブランド・イメージ回
復と書かれているから、使い道の用途が決まっているのかどうなのか。基金に積む
だけで、まだ何もこの何やるかは何もないんだけど、提案は。また、基金ばかり
増えていって、年度末になったら15億円だの17億円の話になってしまうのか、
財調と足すとね。そういうことなので、この算定基礎と、これは何にしぼりがある
ものなのか、ないものなのか、何にでも使えるものなのか、その辺を明らかにして

いただきたいと思います。

それから15ページ、歳出ですが、ここに復興事業基本構想ということで西部工業団地と中心市街地だと載っているんですが、西部工業団地は開発許可申請をやるんだということなんですが、昨日の一般質問でも、町長は工業団地でなくやりますという答弁しましたが、この業務内容ね、どこまでどういう業務を頼むのか、それを是非西部工業団地、今は西部工業団地と言っているけど、西部住宅団地になるのかどうか分かりませんが、それと中心市街地105万円で何をやるのかなと。また、スマートコミュニティだなんだ、役場の庁舎の基本構想みたいになんていようなことをべらべら書いて10枚くらいのレポート来て、はい100万円ですということになってしまうのではないかと私は思うので、市街地のこの105万円の業務内容、どんなことを頼むのか。そして、なおかつ金額があるということはどっか見積もり取ったんだべから、参考見積もりね、どんな金額で取ってあるのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、17ページのさっき言った4,817万2,000円、これは支出予定はあるのかないのか、充当する事業を考えているのかどうなのか。それからもう1つは、これによって東日本大震災復興基金の基金残高はいくらになるのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、同じページの委託料、仮設場モニタリングポスト設置ってあるんだけど、これもともと国の受託事業ですよ、除染事業は。それなのに、あつ県から来た受託事業ですよ。それなのに、今度は財源は、県からの委託事業なのに、財源は今度国の補助金になっているのね。受託事業、交付金事業と補助事業というのは全く性質別ですよ。国から県に来て、県が町に頼んで宅地の除染をやっているにもかかわらず、今度は補助金でやりなさいということになったら、もともと除染も補助事業で始まったのね、国はね。補助事業でやりますということだった。それを福島県が頑張って交付金事業に変えた、自由に使えるように。それなのに今度また補助事業になったということは、なんでそういうことになるのか、その辺の経過をお知らせいただきたいなというふうに思います。

それから、19ページのNPO法人の絆の補助金カットになっているんですが、これの理由と残った金額が200何万ありますよね。1,000何百万から825万円引いたら275万円くらい残っているんだと思うんですけど、これは認められたものと認められないものの詳細というのは何なのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、21ページに浄化槽あるんですけども、これ減額するということは入れる人がいないからもちろん減額するんだと思うんですけど、それに伴って結局合併浄化槽が入らないということは、新築着工件数が少ないということもあるんだろうと思うんですね。ですから、当初予算に対して何基になるのか、これで。それと建設課で確認していると思うんだけど、川俣町の今の住宅着工件数というのは、去年に比べてどうなっているのか。極端に減ってて、そういうふうになっているのか

どうか、連動性のある話なので、お知らせをいただきたいと思います。

あと太陽光発電は27件から35件となっているんですが、これ増えるということとは良いことだと思うんですけど、これら補助金の受付期間はいつまでなのか。3月30日まで受付してくれるのか、そこら辺を明確にお願いをしたいということでございます。

それから、下の親子のびのびリフレッシュ委託料、これ2,800万円減らすんですけど、事業としては4分の1しか参加していない。25%しか対象児童が参加しなかったわけです。だから、75%の人が参加しないにもかかわらず、これ復興交付金でやっているんだから町の金ではないですよ。国から是非やってくださいと来ているわけだから、自由に使ってくださいと、被災地の復興の財源をあてにしているわけでしょう。だとすれば、なんでこの事業を継続して3月30日まで延長しないのか、その理由が何なのかお知らせをいただきます。

更に、同じページの一番下、米の全袋検査事業補助金となっているんですけど、これ補助金と書かれているけど、町が出すんですね、これ。たぶんJAに出すんだろうと思うけど、どこに出すのか分かりませんが、説明では。これ本来ですよ、全袋検査は全額国県で持つということになっているはずですね。実際は国が持つということになっているはずなんだけど、なんでその国が汚しておいて米の検査をやるのに、今度町費出して、2,000万円町費を使うというわけでしょう、今度これ。本来は、全部国、県が持つべき話なんですよ、国が。なんでこれ町費を持ち出してやらなければならないのか。私は非常にそれこそ見舞金、損害賠償金を8万円から4万円に減らされている中で、今度町民が払った税金で2,000万円の米の検査の補助金出すんだと、これは当然国に請求すべき話だし、国が負担すべき話だと思うんですが、なんでこういうものはね、一方でリフレッシュ事業に2,800万円戻しておいて、今度国が本来、だれが見たって負担すべき米の検査には2,000万円も町費を使う。これ理屈合わないと思いますよ、町長。なんでこういうことになるんですかということです。

それから次のページ、シャモの鶏舎の整備事業あるんだけど、これ15棟分だと。これ復興事業で申請して採択になったとして、たぶん新聞では6,000万円と書かれていると思うんですが、これはこれで私は構わないと思うんですよ、出すの。だけど、シャモ出すんだったらほかにもいっぱいあるじゃないですか、復興事業って。それこそ昨日も質問したけど、93も事業書いててですよ、今年新しく15事業やると書いてて、2つしか取り組んでないんだから。だったら復興事業でなんで上げないんですか、ほかのを。なんでシャモだけになったのかお聞きをしたい。

もう1つは、シャモの鶏舎の問題で言えば、10分の1補助でつい最近できたところもありますよね、町の今持っている補助金。そしたら、その人たちは90%負担ですよ、この人たちは15件上がった人たちは、100%補助になったらえらい差じゃないですか。片方は満額町が造って農家に貸しますという形を取っているわけでしょう、このシャモ鶏舎事業は。一方、つい最近できたところは1割しか補助

金もらえないんですよ、町から。90%負担でやっているわけですよ。したらば、遅くやった方が利口だったということになるわけじゃないですか、これ絶対。そのことを農家に知らしめていないでしょう。じゃ前にやった人たちは、残りの90%は町でも負担するのかなのか、そこをお知らせをいただきたいというふうに思います。

それから、その下に工業団地の特別会計の操出金あるんだけど、これ工業団地でもやりたいんだけど、固定資産税額が下がったから、その分を給食センターの用地借上料を下げたら足りなくなったから出すというんでしょう。そしたら、アサヒ通信さんのところだって同じく1割下げるのは当たり前じゃないですか、借地料。なんで給食センターだけの話になって、川俣町の雇用も守り、産業の中核として頑張っているアサヒ通信さんの用地敷地借り上げは減額にならないんですかこれ。そこもお知らせをいただきたいと思います。

あとですね、その下に小綱木バイパス開通式実行委員会負担金というのがありますよね。実行委員会というのは、だれが委員長でそこに金を出すのか。で、負担金というのは、法的に何か義務があるときに負担金なんですよ。補助金なら分かるんですよ、私。補助金ならば、公共目的を達するために、必要があれば町長が定めて出せると法律的にと書かれている。だけど、負担金というのは違うじゃないですか。負担金というのは義務的なことです。なんでバイパスの開通式やるのに、川俣町が法的義務を持たなくちゃいけないですか。川俣町がやるんですか、これ。事業主体がどこでやるのか、だれが委員長なのか。なんで負担金なのか、補助金でないのか。負担金で出すのは違法ではないのかと私は思うので、お聞きをしておきます。

それから、その下の道路補修工事費というのがあるんだけど、これ今回7箇所だというね。9月補正では27箇所ですかね、全部足すとね。これらの進捗状況はどうなっているんですか、全部発注したんですか。発注してなくてまだ残ってて、また7箇所するといったって、同僚議員も再三言っているけど、執行しないなら補正予算でやることないんだから、全部9月補正で取ったものは今定例会までにきちっと発注になっているのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

それから次のページにまいりまして、川俣町の防災業務委託料というのがあるんですが、これの業務委託内容をお知らせいただきたいということと、これ国が原子力災害対策について定めたから、国の方針が決まったから作るという説明ですよ。じゃ、町の検証は終わったんですか。町の災害時の検証はやりますと再三言っているわけだよ、ここの本会議の答弁でも、全員協議会でも。だけど、町の検証がなくて国が言うとおりに作ったって、機能しなかったでしょうこの前、去年の3月11日は。防災計画どおり機能しませんでしたと何回も明確に答弁しているんだからね。町の検証をきっちりやっていなくて、コンサル会社連れてきて360万円払ったってですよ、実際の災害時に機能するような防災計画には私はならないと思うんですよ。ですから、町の検証は終わったのかなのか。どういう点をきっちりとしな

くちやいけないのか。それと、何をじゃこの業者さんに頼むのか。361万2,000円とこの1,000円単位まで出ているわけだから、何か明確な相見積もりか参考見積もりもらっているんでしょから、どういう団体に頼もうとしているのか、中身はどこまで書いてもらえるのか、町の災害検証は終わったのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。

あとその下にね、宅地関連災害復旧事業補助金4,600万円と載っているんですが、これは居宅以外200件と暴風の30件だと、こういう説明ですよ。ところが、私が事務的に聞くとですよ、居宅で20万円もらった人は、倉庫ぼっこっちいようが物置ぼっこっちいようが、そっちはくれないと言っているわけだよね、今の交付要綱では。だけど、地震で居宅でぼっこれれば、隣の倉庫もぼっこれるのは当たり前じゃないですか。居宅は居宅、物置は物置、倉庫は倉庫、商店だって同じでしょう。住宅ぼっこっちいかもしれないけども、店はぼっこっちいるかもしれないよ、これは。それがだめだという根拠は、どこにあるんですか。何のためにやっているんですか。だって、9,000万円から国から当初予定していない金が入っているでしょう、この前補正予算で入れたんだから9,000何百万円。そしたら十分に財源はあるんだから、なにも本当に困っている人たち、あるいは直した人たちに手厚くちゃんと補てんをするために制度はあるべきだと思うので、なんでダブってはだめなのか、そこをお知らせをいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの補正予算の質問の中で、まず、11ページのブランド・イメージ回復支援事業の関係で、まず、積算の中身でございますが、まず、全市町村に対する均等割額ということで4,000万円となっております。また、平成22年度の国勢調査の人口按分ということで、町の人口が1万5,569名、県の人口が202万9,064名で、それを割りますと817万2,000円になりまして、合計で4,817万2,000円となります。まず、使い道とどういうことをやるのか、また、しぼりはということでございますが、まず、使い方としましては、複数年年度ということで、現段階では25～26年度ということで考えております。どういうことに使えるのかということでございますが、1つは、他の市町村との交流事業の中で町のPRをするとか、例えば江東区まつりに行ってますけど、また、中央区とかの交流とか、日進市の交流も今後も継続してということで考えておりますので、そういった関係の費用。また、ブランド・イメージというふうな名前がございましたので、例えば川俣シャモに関する新しい商品の開発とか販路とか、また、それに向けた復興のイベントとかが該当するということでございます。

あとまた、それぞれ今、モニタリング調査やってますけど、そういったものを更に分析して公表する事業とか、あと内部、外部被曝の検査の内容も分析をして、その中を公表する事業とか、そういったものなどが該当するというところでございます。ただ、対象外の費用としましては、除染の事業とか、町の職員の人件費、公債費、

通常の庁舎の管理費、賠償金、県の補助金の残の負担、国庫補助は該当するという
ことですが、県補助は該当しないということとなっております。

あとまた、15ページの西部工業団地がらみの復興事業基本構想計画策定業務委託料の4,305万9,000円の中身ですが、1つは工業団地にかかる業務の中で、金額としましては税込み4,200万円を見てまして、1つには測量調査業務ということ、文化財調査後に大変地形が変わっていることがございまして、また、以前のデータで使えない部分も含めてありますので、そういった業務の関係ですね、基準点測量とか地形測量、平面とか断面の測量業務を1つは考えております。また、仕上がり面をどうするかという設計業務ということとか、それに伴いまして、例えば雨量調査をして、その雨量から河川に至るまでの側溝の形状とかの調査、また、調整池の設計がこれまでどおりで良いかとの調査とか、これはまた県の河川課と協議を行うこととなっております。

また、開発許可申請の関係で、例えば都市計画法がらみ、あと森林法とか農地法とか、あと土壤汚染対策法とか景観条例関係の申請にかかる手続きの費用ということで考えております。もう1つ中心市街地活性化計画として、その残りの金額でいきますと105万9,000円ですが、これ全体の事業費としましては634万2,000円ほど考えておりまして、長期継続契約の中で平成24年度につきましては105万9,000円を考えていまして、その中では基礎的な調査とか、これまでの計画の検証の業務とかを考えております。また、25年度の予定ですがけれども、基本計画の策定をするために、例えば策定本部を作って、また、策定委員会を作りながら基本計画を作っていきたいということで、来年中ぐらいまでを考えております。単価などの金額の考え方としましては、通常の県の業務単価にかかわるものですがけれども、例えば主任の技術者としては5万5,000円ほどみております。また、主任技士としましては4万4,800円。あと技士としまして3万8,500円ということで積み上げております。先ほどの基金の残高は、ただいま調べておりますので、後ほどご答弁申し上げます。

あと、シャモの関係の私の方からは、国の交付金事業の関係で、なんでもっと多くの事業を出さないのかということですが、まず、今回につきましては40事業の中で被災地農業支援というふうな事業がございましたので、川俣町全域というふうにしてみても考えておりまして、その中での畜産を振興するためということで、復興庁の方と協議をしまいいりました。これも前から申し上げていますが、復興交付金事業そのものにつきましては、原則津波とか地震ということを国の方では考えておりまして、その中でそれぞれ今までの国の方でも時間がないということだったと思うんですが、既存の補助事業を活用した事業のメニューということで40事業ということになっておりまして、川俣町の場合、なかなか本当に甚大な被害、例えば地震による甚大な被害の箇所はとか、そういったこともだいぶ協議の中であったんですが、やはりこれは放射能の影響であっても、町全域を考えて畜産振興を進めるための事業という形で今回協議を進めた結果、シャモの事業は認められ

まして、あとそのほかの事業についても全く協議をしていないわけではなくて、それぞれどういうふうになれば該当させるかということで現段階でまだ明確にはなっておりませんが、協議は進めているところでございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 高橋議員のご質問に答弁申し上げます。

補正予算書 21 ページ、浄化槽設置整備事業に関するご質問がございました。減額になるということですが、補正前の見積もりが全体検査で申しますと 52 件を想定しておりましたところ、42 件というふうなことでの減額ということでご理解を賜ればと思います。52 基から 42 基ということでございます。

次に、太陽光発電関係のいわゆる補助の受付期間についてのお質しですが、このことにつきましては、3 月末までに実績報告を頂戴できるものであれば、受付はさせていただきます。やはり 24 年度事業でございますので、3 月末には実績報告を頂戴したいということで、その間、だからいつまでにしてくださいというふうな申請をくださいというふうなことはお願いはいたしていないところであります。以上です。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

予算書の 17 ページの仮置き場のモニタリングポスト設置及び線量マップ管理委託費の件でございますが、これについては除染に伴うということであれば、県の交付金というようなことでの事業でございますが、仮置き場のモニタリングポストについては、今回、県交付金の中では見られないというようなことでありまして、町としては仮置き場を目で見るような管理をしていきたいというようなことで地元の方からもご要望があり、町の方でも設置をするというような方向で進めてきた経過がありますが、その中で総務省の今回の事業が該当するというようなことがございまして、今回、総務省の方に提案申し上げ、なんとか事業の採択になってきたというようなことがありましたので、今回、ご提案を申し上げたところであります。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

はじめに、補正予算書の 19 ページの一番下の NPO 法人絆への補助金につきましては、現計予算額で 1,100 万円となっております。これにつきましては、新事業体系への移行のための補助金 200 万円と、運営のための年額補助金 900 万円の合計額 1,100 万円です。この 1,100 万円の現計予算額から今回、825 万円を減額し、今年度の補助金を 275 万円とするものです。内訳は、新事業体系への移行のための 200 万円の補助金に加えまして、今年 5 月から新事業体系へ移行したことにより、運営のための年額 900 万円の補助金のうち、4 月の 1 か月分、75 万円の計 275 万円とするものでございます。

次に、21 ページの親子のびのびリフレッシュ事業費の減額についての質問でご

ございますけれども、本事業につきましては、未就学児対象ということで母子保健事業に位置づけをし、町で初めて実施をしたところでございます。今年度の事業実施につきまして、よく検証を行い、実施時期、参加対象範囲や実施方法などの内容の検討を加えまして、新年度の当初予算に事業費を計上することで、早期により良い方法で多くの皆さんに参加いただけるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問の調査してますとお答えしました部分の基金の残高でございますが、当初3億3,014万3,000円を積みまして、その後、今回の分としまして4,817万2,000円、合計で3億7,831万5,000円となるわけでございますが、のびのびリフレッシュ分としまして2,609万5,000円を差し引きますと、3億5,222万円でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、米の全袋検査についての件でございます。米の全袋検査に関しましては、実施する検査を円滑に進めるために、最も重要なのは生産農家、農業、農協の検査場、それから穀物検査場、そして物によりましては本人にもう一度戻すという、こういった1つの集配を専門的に行わなくちゃならないという大きな課題がございました。これに対しまして、ヤマトホーム、コンビニエンスの方で、そういったものの業務委託が適切であるということで業務委託をし、その総額におきまして川俣町地域農業再生協議会への県の不足分の補助金として、今回2,000万なにがしを計上させていただきました。県からの補助金に関しましては、1袋に対して433円になりますので、合計で1,430万円ということになります。総額で3,500万円ほどありますので、足りない分に関しまして2,030万円の補正をお願いしたわけでございます。これはあくまでも円滑な集配と、そして冬期間かからないで全袋検査を終了するために行ったものでございます。不足金に関しましては、ただいま県の方にも要求しております。それで、県の方で補てんしていただけない場合には、やはり当然といたしまして私どもの方では、これは東京電力等への賠償として請求してまいりたいと考えております。

続きまして、シャモ鶏舎の件でございます。シャモ鶏舎に関しましては、今回の事故等に伴いまして、かつては屋外で運動させるようにすることによりまして、ブランドとしての川俣シャモの品質等の管理をしてきたわけでございます。しかし、様々な要件でこれができなくなり、安定的な生産体制の維持及び消費者にとって安全な生活環境の下に安全なものを送ると、こうした良質な川俣シャモを生産してまいっているために今回、様々な問題がございましたが、地域のシャモ関係の方々から提案されたシャモの鶏舎のわきに屋内の運動場として鶏舎を建てていただきたいと、こういうご要望がありまして、町としては申請をいたしましたものでございまして、先ほ

ど議員から質問ありましたシャモ鶏舎の新設とは別の目的で今回は該当になったものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

その次に、中山工業団地におきます用地のことでございますが、まず、アサヒ通信さんの土地に関しましては、平成１１年から４１年、３０年にわたります１つの確定した用地の賃貸借契約で結んでおりますので、そして、１０年に一度一応協議をするということで確認をしておりますので、平成２１年に確認したものでございます。また、給食の用地に関しましては、基準は評価額により３年ごとに評価の見直しという形での使用形態で契約を結んでおりますので、今回、不足を生じたのは、その固定資産税評価額の低下に伴うものによります減額でございますので、こういった契約の内容の違いに伴います金額上の問題でございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

まず、２５ページであります、宅地関連でございますが、今回の改正というのは蔵、物置、車庫等に被害があつて直したいという要望がございまして、それを追加するものでございますが、この事業の上限が２０万円ということで、２０万円にならない方については、その補助をしようということでございます。自分の住宅が壊れてないということで蔵が壊れた、物置だけが壊れたというような要望がございましたので、今回はそういう改正をするものでございます。

寄附についてでございますが、今回、教育振興用の寄附について７５８万３、８３９円を計上してございましたが、その他の寄附１３７万６、０４９円については、この次の議会に計上していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

もう１点であります、防災計画についてであります、今回の事故の検証、検討事項が途中の段階でございます。詳細な対策を示す状況にはないことから、現段階では国が示した原子力災害対策指針に沿う基本的な大きな枠組みを定めた原子力災害対策編を想定してございます。中身につきましては、国の原子力災害対策指針に基づく原子力災害対策編について策定業務委託をするものでございます。見積もり内容でございますが、地域特性防災体制及び施設環境の現況の把握、上位計画、関連計画等の整合性、原子力災害対策編確定方針案の策定、原子力防災体制案の策定、原子力災害対策編の素案の策定等々でございます。

業者であります、指名参加資格者のうち９９者が都市計画、地方計画等に登録してございます。ホームページで検索をいたしまして、地方防災計画策定が可能な事業所１０社がございました。その１０社の方に電話で確認をして、今回の原子力災害対策指針に基づく、川俣町ゼロとして考えて、そういうものが可能かということを確認したところ、１０社がございました。その１０社の中で２社については、辞退をしたいということで８社が実績あるものでございますので、見積もりを依頼をしたところでございます。３社が見積もりを提出してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　ここで休憩いたします。再開は午後３時といたします。

（午後２時４５分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　再開いたします。

（午後３時００分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君）　質問にお答えいたします。

まず、住宅の着工件数ということでございますが、２３年度４１件、それから２４年度１２月１日現在でございますが、４３件となっております。

それから、２３ページでございます。国道１１４号線のバイパス開通式実行委員会の負担金ということで、負担金で支払えるのかということでございますが、歳出科目の区分のご質問かと思いますが、負担金、義務的な負担金と任意的な負担金ということで、義務的な負担金は法令などの定めによりまして、国や地方自治体が行う特定事業や活動に対して負担する義務的な支出をする場合ということと、それから任意的な負担金につきましては、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているときに、その団体の必要経費に充てるため、構成各団体が取り決められた費用を支出する場合ということで、団体の会費相当額や実費相当額を負担する任意的な支出になるということでございまして、今回の負担金は県北建設事務所長と川俣町が国道１１４号小綱木バイパス開通式実行委員会を組織いたしまして、そこに負担金として支出したいものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。会長は誰だということなんですが、今のところ考えておりますのは町長を会長としたいというふうに考えておるところでございます。川俣町町長でございます。

それから、次に、道路維持修繕、道路補修工事で９月の補正の進捗状況はということでございますが、９月補正の道路維持補修で１０路線ほど補正で上げさせていただきました。９路線につきましては、着工いたしまして、１路線未着工がございます。杉坂・大木田線で、大綱木地区の法面排水撤去工事でございますが、今、町道の路線との調整で１月発注の予定となっております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君）　企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　先ほどの質問の中で給食センター債務負担行為に伴う将来負担比率の関係でございましたが、２５年３月中には金額が判明をするということでございますので、その時点での算定ということで考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君）　２番　高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君）　何点か再質問させていただきますけども、まず、ブランド・イメージ回復市町村交付金でありますけども、簡単に言うと、ぐずぐずというか、いっぱい言ったけど、要は人件費だとか負担残だとか、そういったものに使わない限

りは何に使っても良いというふうに解釈するのが正しい解釈だと思うんですよ。そうではないのかどうか確認をしたいと思います。

それから総務課長、その137万6,000円は、次回の議会に提案するんだという話なんですけど、財政課長におかれましては、財政法があつてね、収入全部補足してですよ、補正予算あるときに上げなさいと書かれているわけでしょう。寄附採納で137万円ありましたと報告しておいて、補正予算の歳入は上げませんというのは、いつも言っているけど、でたらめやっているのかいと私は言いたくなるの、いつもだから。でしょ、寄附採納報告で報告しているんだから、当然、歳入に上げてくるのは当たり前じゃないですか。だってあらゆる資料を補足し歳入を確保して、必要最小限の経費に充てるように歳出を考えなさいと、こう言っているんだよ財政法では。あらゆる資料を参酌していないじゃないですか。136万円も抜けているわけでしょう。違うときは予算がないとかいろいろ言っているくせに、実際、収入あったものまで補正に上げないんだよ。そういう予算の編成はあるんですか。いつ上げても構わないのかい、寄附金は。だって、なんでジャニーズ事務所だけ上げるんですか、じゃ。これもじゃ、次回にしたらいいんじゃないですか、750万円も。だから、あるものは今回上げた、あるものは上げないという、そういう恣意的なやり方をしていたのでは、我々議会議員は、皆さんから出された資料でしか精査できないんだから、そうすると、隠し収入財源持っているんだというふうにしかならないでしょう、相も変わらず。なんでそういうことをきっちりと精査をしてやらないのかね。財政法に違反しているんじゃないかと思うんだけど、その辺の見解やいかにね。

それからですね、西部というか15ページなんだけど、要は簡単に言えば、確認したいのは、じゃ、いわゆる今、西部工業団地と言っているところの開発許可までこの金で取れるというふうに解釈してよろしいのかどうか。なんか説明は、申請手続きを頼むんだみたいな話なんですけど、手続きは頼んだんだけど、許可は下りなかったんじゃないかと、許可までもらうんですか。このお金で許可まで取れるんですか。これを確認したい。

それからもう1つは、中心市街地で全体では634万2,000円かかるんだと、そのうち今回は105万円なんだと、こう言っているわけでしょう。長期契約するんだと言うんでしょう。年度超えて契約するときは、だから債務負担行為をやっているんじゃないのかい、片方で。一方では、給食センターは債務負担行為で上げておいて、一方では今度市街地の話はどういう手法でやるのか私は知識ないから分からないけど、2か年の長期契約結ぶの、この105万円。そしたら、財源がないのに契約できるという根拠はどこにあるんですか、600万円の。さっき課長言ったのは、634万2,000円で契約するんだと言ったんだよ。そのうち今年105万円なんだと言っているわけでしょ。だったら、債務負担に上げなくちゃいけないじゃないですか、634万2,000円。長期契約するんだらばですよ。それが1つです。

で、契約の中身はさっきの課長の話では全然分からないので、もう1回どういう契約をするのかお知らせをいただきたい。

それから、仮置き場の話なんだけど、県では仮置き場のモニタリングはだめだと言っているから、国の補助事業探して総務省にたまたまあったからやるということなんだけど、そうすると、除染って環境省ですよ。このタイトル名が、情報通信技術利用活用事業補助金だとか書かれているわけね。正に国で騒ぎになっている19兆円復興予算取ったけど、沖縄から北海道までどこでも勝手に使っている問題になっていますけど、なんでこの仮設場のモニタリングポストだの線量マップ管理費がこの金になってですよ、本来除染なんだから環境省の金で来るのが当たり前だと思うし、若しくは復興庁の金で来るのが当たり前だと思うんだけど、まあ町としてはなんでも財源は確保してなんぼでもやるんだと、それはそれでその姿勢は評価をしますが、理屈が立ってないと思うんですよ。だから、後で米の話をするけど、おかしいことになっちゃうのね。だから、なんで総務省の金になっちゃうのか。なんで総務省が良いというのか、そういうことで。じゃ、もっと違う事業もあるんじゃないかと、ほかの事業をやるのにですよ、ね、町長。そうでしょう。それじゃほかの事業も復興予算みたいにくまなく理屈つければ、さっき財政課長は40事業あってどうのこうので川俣は合わないんだと言っているけど、なに違う課長は仮置き場は環境省の金でやっていて、総務省の金を引っ張ってきてモニタリングポストやると言っているんだよ、片方は。復興局の40事業なんというのはなんぼでもできるじゃないですか、被災地なんだから、こっちは。だから、そういうことと合わないの、本当にその復興事業をやる気になって考えているならば、原子力災害対策課長みたいに除染やってたって総務省の金を持ってきてモニタリングポストできるんだから、なんぼでもできるじゃないですか。それは具体論がないから、私はできないと思うんですよ。片方は仮置き場にモニタリングポストやって、地域の人たちに安心、安全を与えたいと常に目に見える形にして。そして、線量マップも作って、住民の人たちに知らせたいと、そういう具体論があるから総務省だって私は動いたと思うんです。それがなくて、ただ、津波と地震でもともと放射、原子力災害は該当しないのが復興事業だからなんて、いつまでも同じ答弁していたらば、何もできないでしょうと言うの。そこをきっちりやっぱり勉強して、原子力災害対策課長せつかくとんでもないところから2,000万円もちゃんと引っ張り出したんだから、同じことやるべきじゃないですか、企画財政課でも何でも。なんでそういうことができないのか。

あとNPO法人はよく分かったので、結構です。

次、21ページなんだけど、先ほど町民税務課長は、52件が42件になったと言ったのね。ところが建設課長は、今年の新規着工件数は43件だと言ったのね。1件合わないのね。今は汲み取り式だったらたぶん問題ないんだと思うんですけど、そういうことで1件合わないのかな。全く単独浄化槽というのは、あり得ないわけでしょう。合併浄化槽しか法的にないの。だから、新規着工する場合には、ほとん

ど合併浄化槽が私は入るものだと思っているので、この1件合わない理由は何なのかお知らせをいただきたいと、こういうふうに思います。

あと親子のびのびは、まあ何回議論したって同じなんだけど、要はやる気があればうっとやるんだよね、町長ね。やる気がないからやめるんだ、これ。簡単に言えば。だって、今年該当する人、来年該当しないんだから。同僚議員が質問したように、来年は18歳未満全部やるんだ、あるいは中学生まで全部やるんだとすれば、それは該当するかもしれないけど。年末年始なんて一番リフレッシュするのには、一番良い時期じゃないですか。そこのところをまた外して時期見てなんて言ったら、また、良い時期外してやるようになるんですよ、これ町長。だから、減額するというのは、私はどう考えても理解できない。そして、せっかく補正予算で個人のものまで補てんしますというふうに町長出したのに、全然後退しているじゃないですか。誰もあれに反対した議員は誰もいないですよ、この前の否決のときだって。そのことに反対した議員は誰もいないんだ。指摘した議員もだれもいない。だとすれば、それは地域の声、住民の声、議会の声で請願採択までしているんだから、当然、継続するのが筋だと思うんだけど、これらの考え方について、再度お伺いしておきたいと思います。

あと、米の全袋検査ね、2,000万円もこれ町費負担になっていて、残りの分は県に今、協議中だという課長の話なんだけど、だめなときは東電に請求するんだと、こういうことなんですね。そこでお伺いするんだけど、東電に去年1億8,000万円出して、3,700万円になった明細を出してくれろと言っても、いつになっても出してくれないのね、議会に。そうでしょう、去年1億8,000万円請求したわけでしょう、東電に。それが、今回の全員協議会では3,700万円に一気に減っちゃったの。じゃ、何がどう減ったのか出してくれろとこの前言っているの。だから、こういうものも含めてですよ、きちっと東電に請求するならば、3,700万円になんていうことにはならなくて、もっと増えていくんだと思うんですけど、今年の方は1億なんぼと言ってますけど、だからそれらの詳細はどうなっているのかお知らせをいただきたい。

あと、シャモの鶏舎事業なんだけど、1つはね、シャモだけではないよね。例えば和牛だってですよ、山木屋の人、素牛がもったいないということで、損害賠償というか、その買い上げの方にやらないで、自分で二本松に素牛を逃がした人がいて、そこで飼育している人もいるわけでしょう、今。そういうものは、じゃどういうふうに取り扱うんですか。シャモだけが言っているわけではないでしょう。みんないろんな形でいろんな努力なさっているわけだから、酪農の人たちだって同じでしょう。全部買い上げてもらって、今は業を廃止している人だっているけど、それだけ素牛持っている人だっているんだからね、和牛で。毎日二本松まで通って餌くれて世話している人いるわけですよ。そういう人に対する復興事業というのは、やらないんですか。川俣町の和牛だって1つのブランドですよ。米沢牛の素牛は、ほとんど川俣町の山木屋の牛が買われていって米沢牛になっているんだから、もともと。

子牛みんなそうですよ。だから、そういうものは、ただ目先、目の前にあることばかりで、トータル的にじゃ農業についてはどうするのかと、これもともとですよ、被災地農業復興総合支援事業と書かれている。農業は、シャモだけでないでしょう、川俣町は。だったら、そっちはどういうふうに検討したんですかというのが1つ。

それから、さっき言った新しくやるから、それは別なんだと言うけど、同じくシャモ飼ってて、同じくシャモの生産に従事していれば、後からやろうが先にやろうが、全体としてフォローしていくというのが、正にシャモの振興事業として必要だから増産しなさい、増築しなさいと鶏舎言ってきたわけでしょう。だったら、みんな該当するように平等になるようにやるのが当たり前じゃないですか。時期が違うから、あんたは9割負担、あんたはゼロ、全部町で持ちますということになるわけでしょう。で、これ町で造って貸すんだね、今回の事業は。ということは、登記かなんかするの、町で。だって、賃貸契約するんでしょう。したら、これ行政財産になるのか普通財産になるのかどっちにして管理するのか私分かりませんが、町の財産が増えるんだよ、これ造って貸すんだから。そしたら、他人に貸すならばちゃんと登記しないと。だって、第三者に対抗できませんよ。登記というのは、第三者に対抗するためにやるんだからね、あれ。2人の間でなんぼOKだって、それはなんぼ登記しなくたっていいんだよ、2人の間でOKなら。第三者に対抗するときには、おまえのものだと証明するのには登記するしかないじゃないですか。現に登記していなくて困っている建物があるでしょう、町の中に。鉄炮町にあるんじゃないですか。川俣町が管理はしているんだけど、借地借料ももらっているんだけど、登記がないから。これをぼっこすにも何するのにもできないという立場になりますよ、もう。昔からあるやつで。現に利用していますよ。だから、そういうことになるから、これ登記するのかというのかという問題、もう1つはね。それでないと、第三者に対抗できませんよと。

あと、それからアサヒ通信の話ね。21年というのは、震災前の話じゃないですか。震災になって川俣町の土地も価格も全部評価は下がったと、1割下げて課税しているんだから今ね、町民税務課長。だったら、新しい社会的条件になったんだから、新しい条件で話をするのは当たり前でしょう。これ民間では当たり前の話でしょう。だって、価値がなくなったら安くするというのは当たり前の話じゃないですか。だったら、その分は安くなった分は、東電に請求すればいいだけの話でしょう。アサヒ通信さんは、借料が安くなった分、東電に請求しますということでしょう。だって、川俣町は固定資産税の税収額下がった分を、この前の財政課長の説明では、全額東電に請求しますと書かれていますよね。固定資産税の減収分全額請求するように書かれているんでしょう。だったら同じことじゃないですか。ならこの29万6,000円だって下がったって問題ないわけでしょう。同じことじゃないですか。川俣町が貸しているものが下がったら、その分下がったのは原発のせいなんだから請求すれば良い。そして、地元で頑張っている企業の負担をなんぼでも補てん、支援してやるという考え方に立たなくちゃおかしいんじゃないかと私は思う

ので、その辺の考え方をお聞きします。

あとですね、小綱木のバイパスの実行委員会なんだけど、これね、前も川俣町で町長から町長に100万円の補助金出したことあるんだけど、私、議員になる前に。これも町長から町長に金を出すのかい。あり得ないでしょう、そういう契約なんて。あり得ますか。民法上、それは禁止されている行為ですよ。川俣町長が、川俣町長に補助金、負担金払いますなどというのはあり得ないです、これは。そんなの民法見れば明らかです。それはどうなるのかお聞きをしておきます。

それから、総額はいくらなんですか、この実行委員会の。さっきの課長の話だと任意の負担金で応分の費用負担するんだというんだけど、じゃ総額はいくらなのか。何に使うんですか。大体今どきはやらないと思うんです、私。こんなね公共事業をやって、開通したからみんな集めてお土産配って、テント建てて、業者に負担かけて、誰も業者なんかやっちゃくないんだから、あんなこと。そんなこと今どきはやらないことを10年、20年前にはやったようなことをなんで今更税金40万円もかけてやらなくちゃいけないのか。お客様にそしてケーキだの配って、我々議員も行くともらえるけど、そんなことやっている時代じゃないでしょう、今、緊急事態なんだから。そんな金があるなら、正にリフレッシュ事業でも、シャモの鶏舎の補助でもやるべきじゃないですか。みんなして背広着て、バッチ付けて、白いお土産もらって帰りますなんてやってることないじゃないですか。そんなの当たり前なんだから。当たりのことでしょう、トンネル造って道路整備するのは、公共体として。それを地元の人たちが、自分たちが集まって良かったねとお祝いやることと、行政が音頭取ってやることでは全く趣旨が違いますよ。今どき時代錯誤も甚だしい、そんなことは。私は、こんなのは税金の無駄遣いだと思うので、総額いくらなのか、支出先の内容は何なのか、何に使うのか、この40万円は。それを明らかにしてください。

それから、防災計画ね、これ国の指針に従ってやるというけど、さっき総務課長言ったんだよね、地域の特性が一番大切なんですよ、防災計画作るうえでは。地域特性の問題点を一番分かるのは、この前の災害を検証することじゃないですか。なんでできなかったのか。一人暮らしのところなんで1人も声をかけられなかったのか。なんでパン1つ配られなかったのか。そこがチェックできなくてですよ、検証してなくて、なんぼ国が言うとおりの立派な計画作ったって、この前のおりにぎり作って終わりじゃないですか、ほかの町の人たちに。地元の町民には何もやらないで。その検証があつてこそ、初めて新しい防災計画になるんですよ。だから、これは、いつできるんですか、その検証というのは。これも去年から言われて、いまだできないんだよ。25年3月まで作るというんだから、逆な言い方すれば、25年3月前、今ころこういったものがちゃんと検証できていなかったらば、立派な計画、本当の実の入った計画なんてできっこないですよ。そのデータをその検証結果を委託業者に示してこそ、はじめて生きた計画になるんだよ。それは、いつできるのか明らかにしてください。

あと、宅地関連災害で、だから総務課長の話だと、よく皆さん同僚議員分からないと思うんだ。要は居宅で20万円収入もらった人は、わきの蔵ぼっこっちゃうがなんだろうが一銭もくれないぞという制度でしょうと、私は言っているの。それはあり得ないじゃないですか、趣旨が違うんだから。家ぼっこちゃったから20万円補てんして直してくださいと。あなた、倉庫、蔵ぼっこちゃから20万円補てんして直してくださいと、意味違うじゃないですか。そこが本当に被災者の立場に立って考えないから分からないんだよ。商店だって工場だって同じでしょう。家はぼっこちねえんだけど、倉庫、物置ぼっこちや人がじゃなんでいいんですか。家もぼっこれるから、隣にある倉庫もぼっこれるんじゃないですか、地震で。何もそれを1つのものにして上限20万円なんてけちけち言っていることないでしょうというの、9,000万円も国から来ているんだから。もともとあてにしていなかった金なんだから、この9,000万円は。だったら、その9,000万円使う必要がないんだよ、これ、4,600万円で済むのに。まだ4,600万円残っているんだよ、町に。なんでそんなことけちらなくちゃいけないんですか。みんなぼっこちねえところを直すわけじゃないんだよ。ぼっこちから直すんだよ。それは、きちっと補てんできる財源があれば補てんしてやるというのは当たり前じゃないですか。なんでそういうけちけちしたことをやるのかお聞きをしたい。

あとですね、もう1つ、けちくその話で言うけど、40万円ね、バイパスの実行委員会に負担するならば、いいですか、川俣町には有害駆除で1頭5,000円来ているわけでしょう、県から。県の交付金来ているじゃないですか。だから、今、1万5,000円だけど、あれは1万5,000円決めたときは、1頭5,000円なんて県の制度はなかった。ここにきて1頭5,000円出しますということになっているわけです。だったら、1万5,000円をなにも2万円にしたって、1円も町の財政負担はないんだよ。40万円そんなことで使っているならば、一生懸命やっている猟友会の人、駆除隊の人に負担をかけないように県から新しく5,000円来たから、5,000円を足して2万円にするから、是非一生懸命イノシシ駆除してくださいと言うのが筋だと思うんです。その5,000円ちゃどこに消えちゃっているの。1回も私説明受けたことがないんです。以上です。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、1つは、ブランド・イメージの交付金関係の人件費等以外はなんでも使用できるのかということでございますが、私、先ほどもちょっと例で申し上げましたが、例えば空間とか職員のモニタリングの事業費で例えば事業をやった場合、事業をやっただけではなくて、そのイメージ回復というような項目があるので、それをよく分析して、例えばカラーで印刷して公表するような、そういうところまで結びつけば良いということで、あと内部被ばく検査もそうですけども、そういう分析をして公表まで結びつけるのであれば、該当するということで言われておりまして、対象外の除染とか人件費、庁舎管理費とか賠償金とか、それ以外のものについて

ては、そのイメージ回復に結びつくような手法というか、そこまでやるようにというふうなことでございます。

あと2つ目に、先ほどの寄附採納の関係の補正予算の関係でございしますが、これ議員ご指摘のとおり、やはりこういった定例会には計上すべきと考えておりますので、大変今回申し訳ございませんでしたが、今後はきちんと計上できるようにしていきたいと考えております。

あと、西部工業団地の委託料の関係でございしますが、開発許可が取れるまでやれるのかということでございましたが、事前の準備をしまして、開発許可にきちんと申請できる状況まで考えております。例えば以前の状況もそうですけども、許可を申請してからいろんな条件が重なって長くなることも想定されるということもありますので、きちんと書類が整えば、例えば1か月とか1か月半でできるということでは県の行政課の方にも確認しておりますので、その許可が取れる状態までの整備ということで考えております。

また、中心市街地関係の契約の仕方ですが、これ債務負担行為の例外としての長期継続契約に基づく契約を考えております。また、中身でございしますが、1つは、24年度につきましては、基礎調査と前の計画の、あっ失礼しました。その次、25年度につきましては、アンケート調査とか調査結果の分析、取りまとめ、また、それぞれの各課にまたがるものですから、各課の状況のヒアリングをして、また、住民の方の意見を把握して、国、県制度の情報収集とか関係法令との調整、あと国、県とかの調整を考えておまして、また、これを進めるために策定本部の設置なり、あと策定委員会の設置ということで、その事業について考えてございます。

あと、東京電力請求の23年度分の明細について、大変申し訳ございません。今、整理中でございまして、ちょっとあの本来ですと早急に準備できればよろしかったんですが、大変申し訳ございません。今、整理作成中でございます。

また、和牛の関係の和牛のブランドの復興事業ということでございしますが、これも大変議員おっしゃるとおりで、もうちょっと状況を把握しながら、きちんと国の復興庁の方とも協議しながら、やはり事業としてやっぱり考えていくべきではないかなというふうには考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまの財政課長の方で和牛の関係でございしますが、山木屋の和牛に関しましては、これから農業を再生しなくちゃなりません。そのために現在、産業課の方でも農林省の方の穀物関係の方々とか、などで協議を進めております。その中でこれから再生どのような形を取っていくか。前にもお答えしましたとおりに、イノシシの件でございましたけれども、そういった、これからの農業の再生に向けて協議中でございますので、当然、和牛とこういった今まで既存にあった農業に対してもその中で協議を進め、対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

その次に、シャモに関してでございしますが、シャモに関しましては、先ほどの目

的のとおり、今回あったのは、あくまでも1つのこういう原発事故に伴います適正な運動場確保という目的がございましたので、新設というものと鶏舎の新設で生産、そういったものを上げるものと目的を異質しますので、できなかったということでご理解をいただきたいと思います。また、登記に関しましてでございますが、登記に関しましては、パイプハウスを既存の鶏舎の経営しているわきに設置をするような形で考えておりますので、現在の段階で、登記までは考えてございません。

その次に、工業団地の造成に伴います単価の契約金額の見直しでございますが、確かに21年に更新した段階では、現在の事故はございませんでしたので、問題はなかったかと思えますけれども、今現在、こういう状況になった段階で、契約内容に対して、10%下がれば10%の単価を下げるべきではないかというご指摘でございますが、これも今年度の4月1日で契約は更新終わっておりますので、新年度、平成25年度では改めて契約は。

○議長（新関善三君） 申し上げます。傍聴者の人は、発言を控えていただきます。

○産業課長（沢井一雄君） 契約等は考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

住宅の件数でございますが、先ほどの43件、建築確認申請と工事届けの内容でございます。でありますから、専用住宅とか併用住宅等も含まれているところでございます。

それから、実行委員会のバイパスの関係でございますが、実行委員長が町長では支払いはできないのではないかとということでございますが、現在、実行委員長が町長でも支払えるというふうに考えているところでございます。

それから、総額はいくらかということでございますが、80万円でございます。

それから、支出先の内容ということでございますが、記念品、花火、くす玉、テント、暖房等でございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 申し訳ございません。質問の中から1つ抜けてしまいました。

イノシシの件に関してでございますが、議員ご指摘のとおり、5,000円で一応町の方では150頭で75万円の歳入は見越しております。今回、イノシシに関して補正を上げておりますことでございますが、これから狩猟期間で150頭捕獲するという前提で考えてございます。県の補助金は狩猟期間中、かつ団体に対する補助という1つの限定もございますので、それに即しまして、今回、予算上も計上させていただきました。イノシシは当初150頭で見てましたけれども、先に50頭捕獲しておりますので、足りない分の50頭を今回補正、それに対して1万5,000円で75万円、それとイノシシの方をやるのに川俣町猟友会の方と契約をいたしまして、そちらの方に補助という形で出さなくちゃなりませんので、1万5,0

00円では事務手続上の問題がございますので、事務費の計上といたしまして150頭分2,000円をプラスさせていただいております。そのほかにイノシシの柵という形で、あっ電気柵ですね、そういったものの5件分の補正等を含めまして、総体的に県から入ってきた金額は使わせていただいております。イノシシ自体は前にも答弁いたしていますように、捕獲と、あるいは防止、作物への防止ですね、これを二面性で考えてございますので、そういう形での予算編成をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 高橋議員のご質問で、いわゆる着工件数との関係で若干申し上げます。浄化槽整備事業ですと、いわゆる設置替え分と新築分ということがありますが、その内訳申し上げますと、設置替えが22件、新築分20件でございます。合計42件ということが、その補正後の見積り件数ということになります。これが浄化槽側での見積もりです。なお、先ほどの建設水道課長の部分につきましては、建築確認及び建築工事届の総件数でありまして、したがって、浄化槽が付くものと付かないものがあるので、直接その数字に関連性は薄いかなというふうに思います。以上であります。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 親子のびのびリフレッシュ事業についての質問に答弁いたします。本年度の事業につきましては、集団、団体で実施したところでございますけれども、お質しのように個人や家族単位での実施の考えもございまして、これらの募集形態を同時期にお示しすることができれば、参加される方が選択できて良かったと思いますけれども、今年度は未就学児全員を対象に集団、団体での事業として実施をしましたので、実施時期やその方法など検討を要する項目がございますので、今年度の執行残額につきましては、減額することをご理解を賜り、来年度につきましては、多くの皆さんに参加していただける事業となるように取り組んでまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

検証についてでございますが、まだ途中段階であります。今、時系列にまとめておりますので、それができ次第、検証について、今後については検証結果が明らかになったものから随時、原子力災害対策指針に反映させていくことで、ご理解をいただきたいと思います。

宅地関連についてであります。議員おっしゃるとおり、宅地も壊れた、住宅も壊れた、蔵等も壊れたという方がたくさんいると思います。ただ、今回につきましては、蔵、物置、車庫だけが壊れたものと、20万円になっていない方の差額は支払っていいんじゃないかということで、そういう方もいるということで、今回はそういう改正をしてございます。議員おっしゃるとおり、別々に出せということも分かりますので、今後はそういうことを相談しながら視野に入れて考えていきたいと

考えております。以上です。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まずね、15ページの話なんですけども、財政課長の話だと、その申請する前まで頼むんだという話してんのね、今の話だと。だから、申請が申請できるまでというのは、どこまで言うんだい、ほんじゃ。だって、開発許可申請に行ってますよ、多くの職員の方々いらっしゃるけども、設計業者さんと一緒に行かなかったらできないじゃないですか。役場職員だけでできるんですか、申請書、行って。図面の話から調整池の考え方から聞かれるんですよ。だから、申請までやるのかいと私は聞いていんだべした。だから、いつも逃げたような答弁しているから、どこまで仕事やるのか分からないから何回もこういうふう聞くようになるんですよ。申請して、許可取るまで頑張るんだと言うなら、それで私は理解できるんだよというの。申請できるまで準備しますと言ったら、準備はしたんだけど、申請していないんだと言ったら終わりじゃないですか、4,000万円もかけて。許可まで取らせるんだと、一緒にやっていくんだと。それが、3月で許可取らなかったら、何も繰越しで次年度もやればいい話じゃないですか、それは。ここまで契約しておけば、なんぼ次年度になったって4,000万円の契約は延びるわけではないんだよ、別に。業務内容が同じだったら工期が延びるだけの話で。支払いの精算が25年度で繰り越して払うというだけの話でしょう。そういう明確にどこまで何の仕事をついつまでやるんだとなんでちゃんと答えられないんですかと私言っているの。

それからもう1つ、債務負担にとらわれない長期契約するんだと言うならば、なにも給食センターだってほんじゃ3年分まとめて長期契約したらいいじゃないですか。その方が安くなりますよ、実際に。毎年毎年契約しているから、債務負担をやって1年契約しているんでしょう。だったら、3年間債務負担起こさないでそういうことできるんだと言うならば、あるものは債務負担やらないで長期契約するんだ、あるものは債務負担起こしてね単年度契約していくんだと言うならば、誰考えたって給食センターなんてですよ、3年とか5年とかと長期契約した方が、受ける業者さんだってですよ、明日に向けて給食の工夫なり、従業員の教育なり、いろんな面で効果があると思うんですよ。そんなコンサルタントに長期契約するより。なんで適当にあるときは長期契約にして、あるものはこっちにしてと使い勝手をするんですか。だから、金額上げて債務負担やってみたり、金額上げないで債務負担やってみたりという、そういう恣意的な提案の仕方になるんじゃないですかというの。正に長期契約でできるならば、債務負担なんかやめて長期契約したらいいじゃないですか、こっちも。なんでそこが違うんですかというの。自分たちにとって何というのかな、議会にはあまりお知らせしないで、ごちゃごちゃごちゃやるような感じにしか受けられないですよ。ましてやたかだか600万円のがなを長期契約する必要どこにあるの。それこそ600万円で全部頼むが当たり前じゃないですか、もともと。予算ないのに600万円の契約するんですか、最初から、私分からないからや

り方聞いているんだけど、予算がないのに600万円の契約できるというのは、何かに書かれているの。23年で105万円で、25年度は500何万円だって契約できるという、何かに書かれているんですか、それ。法律根拠を含めてきちっと明示してください。長期契約でこうやって、単年度ごとに同じ契約なのにぶつついて契約できるというなら、その法律根拠示してください、何に書かれているのか。

それから、さっき和牛の話とそのシャモの話ね、和牛の話しているでしょ。私が言うのは、その和牛も含めていろんなものがあるでしょうというのが、農業というのは。山木屋はほんじゃって例えば小菊だってやってたじゃないですか、産地になって、花だってやってたじゃないですか、トルコキキョウだってやってたし。たばこだってやってたんじゃないですか。そういったものの総合的な農業と書かれているんだから、農業のトータルはなんで出てこないんだと私は例を和牛として言っただけなんだというの。シャモだけが農業ではないでしょう。ましてや山木屋でシャモ作っている人なんてほとんどいなかったじゃないですか、シャモ飼っている人なんて。みんな下だよ。山木屋の主要産地と言ったら、だれが考えたってたばこだ、その次酪農だ、和牛だ、花だと、こう来るじゃないですか。そのことについては、何の提案もないでしょう、この1年半。そしてなんだか知んにげど、一部で知っている人だけが知っていて、県でやって飯坂の水境に3軒の農家だけ花やったという話だけで、あと何もないでしょう。山木屋の人たち、農家の人たち逃げていって避難していることにして、何か提案しましたか、町で。なんでそれが出てこないんだと私は言っているんですよ。復興事業があるかないかの問題でないでしょう。こういうことをやっているけど、これは復興事業になった、該当したから国の金を、交付金を充てます。これはしょうがないから基金もらった3億5,000万円残高ある。その残高の復興基金を使う、これは財調を使うと、そういうふうになってこなくちゃいけないじゃないですか。それが何も提案されていないでしょ、1年半ずうっと。何か1回でも提案した経験があるならば、教えてください。なんでその総合的な農業の支援になっていないんですかと聞いているんですよ。あとはなんぼ産業課長言ったってね、結果は同じことやっているんだからね、結果は。後から今回やろうとするのも、前作ったのも同じことでしょ、やっていることは。同じことやっているのに、片方は町が100%で、片方は1割しかないという話はある得ないでしょうというのが。だから、同じくブランド・イメージで回復してやっていいというならば、なにも残りの9割をさっき言ったブランド・イメージ回復資金で9割出してくっちゃらいじゃないですか。これこそブランド・イメージの回復につながるんじゃないんですか。なんでそういうふうを考えられないのかな。財源がないわけではないんだもの。15億円もあるんだもの。やったらいいじゃないですか。なんでそれができないんですか。

アサヒ通信はあと考えるということなんだけど、それはね、だから、そういうことを常に考えて、被害を受けた人の立場に立ってものを考えないから、そこの発想が出てこないんだというの。どうやったら企業支援できるかなんて、目先にそういう

ことあったらやってくれたらいいじゃないですか。自分たちが作っている団体ではそういうことをやっていて、民間のがなはなんぼでもいっぱい取っぺ、出すのは減らすべというふうにはしか見えないですよ、古川町長。

それから、小綱木のバイパスの話ね、私が指摘とおり、結局お土産代ね、今どき道路造ってトンネル作ってお土産代、くす玉代、花火代、そんなことに金使っているんですか、今。そういう金使うんだったら、本当に被災のために金使うべきじゃないですか。町長そう思わない。誰があんた放射能でいっぱいになってだぞい、なんでおれたちこだどこにいななんねんだと思っているときに、トンネルできた良かったない、みんなして花火上げて、はあ、くす玉割ってなんて、そしてお土産もらって、なんだかしんにがあバッチ付けた人たち、帰って行くだなんて。そんな平時の話でしょ、そんなのは。私は絶対おかしいと思いますよ。そんなことをやっているから住民から非難食うんですよ。

それから、もう1つ、町長に支出できないのは当たり前なんだよ、課長、よく覚えておきなさいよ。相対契約は禁止されているんだ、民法で。だから、町長が金もらいたいならば、町長は副実行委員長のところに川俣町長の名前で金出さなかったらおかしいですよと、言うの。若しくは、副町長の名前で川俣町長に金出すしかないんですよ。それを平気であんだ100万円の例の補助金だってだぞい、古川町長から古川町長に金出しているからおかしいんだよというの。いろんな団体あるけど、みんなそうやっているからね、川俣町は。なんとか協議会というのは、みんな町長になっているじゃないですか。その町長がなっているところに金出すときには、受け取る方は副会長にしくちゃいけないんですよ、そんなの民法上明らかなんだから。そんなことも分からないで事務執っているのでは話にならんとっているんですよ、課長。できますなどという話はないんですよというの。できたら、民法に読んでですよ、民法の規範、規定に。

それから、防災の話だけど、検証の結果ね、これは議会に出すの、早く。その時系列が問題ではないですよ、総務課長。何が教訓だったのかということを出してくれろという、そこを総括しない限りは、良い防災計画なんかできないよとずうつとされているわけじゃないですか。こんなの9月の決算委員会でも言われていることでしょう。だから、そのことをいつ精査するんだと私は聞いているんですよ。

それから、宅地関連の話も、せっかく良いことやったって、そんなね、県から来た4,600万円、ほんじゃどこさ使うんですか。4,600万円県から来た金どこさ使うんですかというの。一般また、財調に繰り入れて貯金増やすのかい。そんな話ないじゃないですか。来たものはその趣旨に従って最大限被災者が困らないように使うというのが財政の考え方じゃないですか、交付金の使い方じゃないですか。町長の財布ではないんだから、町の財政は。町民のために使えとよこしたんでしょいうに、県だって9,000万円。なんでそれをそのとおり使わないんですかと私言っているんですよ。で、各課長答弁しているけど、基本的にはね、町長の構えなんですよ、町長の構え。町長がこうやれと言ったら、みんなこうやるんだから。町長がや

れと言わなかったら、やらないんですよというの。いつになったって、そんなの何回やったって同じですよ。この１年半同じこと言っているんだから、みんなして。だから、今言ったことについて、町長どうなの、ちゃんとやるんですか、やらないんですかというの。技術的な事務的な話は財政課長だって構わないけども、基本的な考え方は町長が示さないと。リフレッシュだって同じでしょう。失敗したと思っているならば、その２,８００万円落とさないで、すぐにやるのが当たり前じゃないですか、タイムリーに事業をやるというのは。失敗したから来年やるんだなどという話はどこに出てくるんですかというの。絶対おかしいですよ、町長、これは。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） ２番 高橋道弘議員の質問に答弁。

予算の総括的な件ですね、いろいろと組み方についても、また、対応の仕方についてのご指摘があったわけですが、議員お質しのとおりのところもありますし、また、言われている内容の中で、現状の町の中での対応のところでの理解をお互いにしていない所もあるかと思って聞いておりました。今、聞いたところについては、直すものは直していくということで取り組んでいきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、本当に被災者の立場に立ってやれと何度となく言われていますけども、我々もそういう思いに立ってやっているんでありますが、予算の使い方について、国、県の方との予算の関連についても、しっかりと把握しないでやっているところに問題があるんじゃないかというような指摘だと思って聞いたんでありますが、それも含めてですね、町の方でとにかくこういうことをやるんだと、そのために予算がどうだということの立場に立って、今後、取り組んでいきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いを申し上げる次第であります。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、１つは、西部工業団地の申請の関係でございますが、大変私の方ではっきりとしたことを申し上げませんで、大変申し訳ございませんでした。議員からただいまお質しありましたように、申請をして繰越しも含めて許可まで取りたいと考えております。

もう１つ、長期継続契約の関係の根拠法では、地方自治法第１６７条の１７でございます。

あと、もう１つの復興事業関係の総合的な農業支援策ということでございましたが、やはり関係機関とよく関係者の方とよく協議をしながら考えてまいりたいと思います。以上で答弁といたします。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの長期継続契約につきましては、その地方自治法ですね、１１６条１７に基づく町の方の川俣町長期継続契約に関する条例に基づいているものでございまして、これに対応できるものとして、私の方の市街地

活性化計画については考えたところでございます。以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、その蔵とかについても、今後、出す方向で検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

検証であります、発生直後の初期については、いろいろ検証してございますが、細部についてはまだしておりませんので、早い時期に検証しながら委託先の方をお願いしたいというふうに考えております。以上で答弁といたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は４時１０分再開いたします。

（午後３時５５分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後４時１０分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

バイパスの実行委員会の件でございますが、川俣町長から川俣町長に支出できないのではないかというお質しでございました。議員お質ののとおりであります。川俣町長から川俣町長にならないように、実施に当たりましては遺漏のないように実施してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。４番 鳴原利光君。

○４番（鳴原利光君） １点だけお伺いをしたいと思います。

２１ページの今、２番の同僚議員も質問しましたけども、親子のびのびリフレッシュの事業費ですね、私この事業はすばらしい、前から議会の方でもだいぶ皆様同僚議員からも質問されて、やっとこれ実施されたわけですが、残念ながらこれ時期が悪かったとか何か悪かったとかといって今、当局の方からいろいろ出てました。これ委託事業でしたので、これ旅行代理店でも委託してやった事業ですよ。これはこれで私は成果は上がらなかったのかなと思うんです。それで２，８００万円も減額が出ているわけですね。１０月５日に臨時会でも、この同じ問題が計上されましたけども、これは補助金事業だったんですよ、同じリフレッシュ事業でも。ただね２，８００万円もこの今日の補正予算で減額になってんですけども、これから寒くなるから事業ができないと大変だということで当局では言っているんですが、せっかく上げた事業の予算で２，８００万円も残すということは、私どうも理解が得ないんですよ。まあ残高執行してけると、今、保健福祉課長の方からも出たんですが、２４年度は３月３１日まであるんですよ。そうすると、この事業やったのがまだ３か月くらいですよ、始まってからね。まだ２４年度は３月３１日まであるんですよ。子どもらは冬休みもあります、これから。だから、１０月５日に出た補助金事業でやれば、まだまだ私は執行できるのではないかなと思うんですよ。家

族で行くとか、旅行屋に委託するのではなくて、家族で行くんだということで来年度はやりたいんだという話もこの間してましたけども、私ねまだ3か月あるならまだまだできると思いますよ。家族で行くなら、なにも車で行って、旅行屋頼む必要がないんですよ、これね。今でも私できると思いますよ。そして、冬休みになるんですから、家族でできます。なにも寒いところ、雪降るからなどと、雪降っているところに行くことはないわけだから、なにも暖かいところいっぱいあるわけだから。車で行くなり、電車で行くなりあります。そういう事業もこれからやろうというやる意識があればできるんじゃないかと私は思うんですよ。そういうことを当局は考えていますかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

親子のびのびリフレッシュ事業についてでございますけれども、今年度につきましては、未就学児全員対象ということで事業を実施した結果が25%の参加率ということでございました。先ほども申し上げましたが、募集する形態が補助金事業という提案でございましたけども、同時期にそういった集団とか団体の形態と、個人というか、家族での形態の募集を同時期に示すことができれば良かったんですけども、今年度については一応全員対象ということで、集団、団体の事業に取り組んでそういった結果になった。そういう検証も踏まえて、新年度でしっかりした形でいろんな募集形態も示すことで考えてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 新年度でちゃんとしたあれやるということなんですが、まあ来年のことはこれ分からないからね。それで、これ2,800万円も減額になっているわけですよ。金がないなら事業はできないけども、金があるんだから、やはりもっとこれ考えて、まだまだ行きたくとも行かれない。私らこの間も言ったとおり、小さい子どもを2人抱えて団体では行かれないんだというようなことなので、もう少しそういうことも検討すべきではないかなと私は思うんですが、決して寒いから事業やんねなんてということではなくてね、もうちょっと検討する機会があるんだから、そういうことを反省してみてください。そういうことやらないと、来年度やるということで今年はやらないということなんだから、これはね、どういうあれするのか知らないけども、まず、やっぱりシャモのこれなんだか運動場は予算が上がっているけども、シャモも大切だけれども、子どもがやっぱり一番将来に未来があるんだから、やはりそういうことを前向きに考えて、私はいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 要望でいいですね。そのほか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第6，議案第73号「平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第7，議案第74号「平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点ほど、3点かな、お聞きしますが、今回の歳入はね東電からの賠償金で調整池の上屋分をもらったんだと。期間は23年12月1日から24年3月31日分だと、こういうことなんですね。そのほかですね、その請求すべき金額というのは、何が残っているのか、どういう経費で何がどのくらい残っているのかお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから、もう1つは、1回は町長ね、あそこの浄水器外すんだなどというときもあったけど、町民の声聞いて、町長も外さないであのまま置くんだけど、いまだ多くの方々が夕方、お昼問わず浄水器の水を汲みに来ているわけですね。水道使用料は、この22、23、24年とどのような経緯をたどっているのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） ご質問にお答えいたします。

まずは、今回の請求をしたわけだが、そのほか請求すべきものがあるかということでございますが、今回、24年3月31日までということですので、その後のことだと思いますが、簡水につきましては、今のところ請求するところはありません。

それから、2点目の水道使用料ということですが、23年の簡水の有収水量合計が4万5,284立方メートルとなっておりまして、22年度が4万5,307立方メートルとなっておりまして、前年比0.1%の減ということでございます。それから24年度は11月まででございますが、合計で3万2,540立方メートルで、それから23年度の合計が3万1,243立方メートルでございます、前年比4.2%の増加というふうになってございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 課長今ね、請求するものはあと何もないんだと、こう言ったんですけど、だってこの前の説明はですよ、合意に達したものだけだと言ったんですね。合意に達した経費だけ請求したと言ったでしょう。だから、合意に達していないものがあるから、請求していないのではないの、違うんですか。あとは例えば水質の検査料だとか、そういったものも当然対象になるんでしょう。そういったものは請求しないんですか、金がかかっても。だから、あと請求するものがないんだというのはちょっとおれ理解私できないけど、本当に間違いないのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

あと、水は商品だと思うんですよ、水道事業はね。商品なんだから、原発事故起きて、原発起きる前はどうかだったとか、原発起きたらどうなったのか、そして、どうなったのかと、こう見ていかないと、今、課長言ったとおり、22年度と23年度では減ったんだと。今度は増えているんだと。それは安全、安心だということは、利用している方々が理解したから、たぶん増えてきたんだと思うんですよ。だから、そういうことは商売なんだから、水道事業というのは。企業会計やっているんだからね、なんぼ水と言ったって。そういうことはきちっと常に分かるようにしておくべきだと私は思うので、それは意見です。要は、本当はないの、請求するの。それだけはっきりしてください。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のことは、第1回目で請求して認められなかったものはあるかということかと思う、じゃなくてですか。（不規則発言あり）これから請求するものにつきましては、簡水につきましては今、請求でしているものにつきましては、水質検査、それから低減化にかかるものということでございます、低減化にかかるものとして上屋の請求をしたところでございます、今後また、上屋の改修のときにまた請求するということになります。

それから、水質検査につきましては、今のところ県の方で測っておりますので、その代金は出てこないということで、今のところは簡水のところにつきましては、

検査等の請求するところはないという意味でございます。

それから、水道使用料につきましては、経営的に分析しろということでございますが、簡水の場合、22年度では前年度比0.1、それから23年度では若干増えているということでございますが、横ばいというふうな考えでございます。あの給水の使用料については、横ばいだというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 水質検査は県でやっているからただだから請求しないんだという今の答弁ですよ、たぶん。そうですね。でも、県で取りに来るの、水は。たぶん持っていつているんじゃないかと思うんですね。持っていつているということは、人件費もかかっているし、燃料費もかかっているんですよ。だから、かかってないと思うのは、自分の金でないから課長そう思うの。自分の金と思ったら、時間も含めて経費なんですよ、これ。ガソリン代も経費、車の損耗分も経費。だから、水質検査については請求しないんだという考え方は、基本的におかしいじゃないですか。その分職員も時間も取られるんだから。行って帰ってきて、1時間半かかるなら1時間半分時間は請求できるわけでしょう。車のガソリンだってただでは走らない、水入れては走らないんだからガソリン代もかかるんでしょう。みんなそうやって請求をしているわけですよ、損害賠償で。だから、自分の金でなくて町の金なんだから、それはきっちり請求すべきだと思うんだが、そこら辺は管理者の町長はどう考えているんですか。請求すべき、その辺はいいんだ、ただだからと。こういうことなんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、議員からも質しありましたけども、県の方で検査する調べるところはやるということでありまして、今言われるようにですね、町で持っていくわけでありまして、そういったことはすべてについて完全な賠償を求めている我々でありますので、請求していく考えであります。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。



○議長（新関善三君） 日程第8，議案第75号「平成24年度川俣町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 2点ほど確認したいんですが、前回の9月議会において、東電の水道事業で280万円なにがしの請求があって、203万円だか205万円だかの分は合意したと。残りの70数万円、約80万円近いが、合意書を交わしたにもかかわらず、これはこれで請求できるんだ、もらえるんだと固い決意で水道課長は決意を述べたようなんですけど、その後どういう経緯に至っていただいたのか、いただかないのか。というのは、我々避難民としては、これから東電と合意書の問題とか請求権の問題でいろいろ問題を抱えているものですから、非常にこの参考になるわけでございますので、東電の合意書を踏みにじってもお金をいただくんだというあの決意の下に、その後どうなったのかということと、あともう1つは、今、仮設も含めてもともと山木屋地区の人たちは水道料金が発生しないところに住んでおったわけですね。それが、4月22日の原子力災害対策特別措置法第20条の決定において、町長の決裁で避難をしたわけですね、川俣町の。ということは、当然、今、避難している人たちの水道料金は、町が肩代わりして東電に請求するのが当然の義務であり、責務であると私は考えるんですね、これ。避難させたのは、町長の決裁でやったわけですから、法律上見るとですね。そうすると、それは東電に請求するというのが、非常に分かりやすい避難者に寄り添った、先ほど全面賠償を求めていくという町長の話あったので、これは当然それをやってしかるべしだと思うんですね。もともと水道設備はないわけですから。そこが避難したことによって、新たな負担を強いられているわけですね。そうすると、その避難を許可したのは町長ですから。そうすると、損害賠償請求の基本で考えれば、当然、それは町が一度肩代わりして、東電に請求するというのが、全く順当な筋ですね、制度仕組み上。その2点についてお尋ねしておきます。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えします。

9月議会のときで、認められてないものがあって、ああ、請求して認められないものがあって、それについてその後どうしたのかというご質問かと思われませんが、前回の請求で仮設住宅の水道メーターの代金と、集会所の水道代金が対象になりました。今回、第2回の請求に際しまして、東京電力からの水道事業者への通知ではですね、放射性物質の低減にかかるもの、それから摂取制限にかかるものが対象だよということで、その他の費用につきましては、具体的については賠償の考え方の検討を進めているところで、改めて通知するというようなことでありまして、今回の第2回目の請求では、その分は入っていないというところでございます。

第2点の…。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

避難なされている方々の水道料についてのご質問でございますが、東電の方では東電の補償の中に、その水道料も入っているという見解のようでございますので、その辺で考えていかなければいけないのかなというふうに認識しているところでございます。以上で答弁いたします。

○6番（菅野清一君） 質問できないでしょう、答弁していないんだから、なにをやっているの。しっかりしろ。答弁していないだらうちゃんと。

○議長（新関善三君） 避難者に対する水道料金の基本的な考え方、当局。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

今、全然水道も使っていないかった皆さん方が水道料金を払うようなはめになっているのは、自分の責任ではないんだということのお質しだと思います。そんなことで、町の方でも東京電力の方には、このことについては要望を今、しているところでございます。要望はしております。

○議長（新関善三君） まだ、的確な答弁がしてございません。

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 暫時休議いたします。 （午後4時28分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後4時55分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

避難している方の水道料金について、町が肩代わりして東電へ請求すべきではないかというご質問でございますが、仮設に入っていらっしゃる方、それから県の借上住宅に入っていらっしゃる方、そのほか広範囲に避難している状況でございます。町で肩代わりすることはなかなか困難で難しいというふうに考えておきまして、基本的に個人で使用した分につきまして、個人に対して賠償をしてもらうように東電に対しまして、町として要請しているところでございます。そういうことでございますので、今後とも強く求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 答えになってないよ。いいですか、肩代わりの方はちょっとうちに置いてね、9月の議会において、合意書は合意書ですと。あと70何万円、

80万円近いこれは請求できるんですと、こう何度も何度も固い決意でおっしゃったんですよ。だから、その後に、じゃ、東京電力とどういう交渉をして、どういう結果になったかということを知っているんですよ。だって、合意書はあくまでも合意書で関係ないみたいな話をしたんですよ。だから、議会から頑張れとエールを送られたじゃないですか。だから、頑張った結果がどうだったのかと。それでは、じゃ具体的に9月以降、その残の分、いわゆる合意書に外れた分は、東京電力のどのセクションとどういう交渉を何月何日から何回ほどやったのかということと。あともう1つ、今、水道料金については、なんか賠償されているみたいな話はしてましたけど、少なくとも避難民に対して、水道料金がいわゆる生活の補償としてお金なんか1円も来ておりませんよ。あくまでも交通事故の最低基準の1日4,200円という、正に極悪非道なわずか10万円で賠償されているわけです。それは生活費とも位置づけされていないし、当然、水道料金とも位置づけされておりません。もし、それが水道料金も含めたというなら、それはどういう法律的根拠でそうなったのかということをも、お答え願わないと私納得しません。

あともう1つ、今のその合意書の問題もあるんですが、これから一括賠償であれ、本払いであれ、当然、東京電力は合意書なるものを取ってきます。加害者としての外聞も恥もなく、そういう行動に出ることを予測されますよね。だから、その中で課長が答弁したということは、川俣町を代表して答弁しているわけですから、一課長といいながらも。だから、我々はこれから東京電力の交渉にあたって、合意書取ってでも大丈夫だとこの前頑張ったから、それはどういう法律的根拠でそれが言っているのか。

あともう1つ、さっきの肩代わりの話ですが、ずうっと生まれてこの方水道料金を支払いしながら生活していた人と、全くそういうことをしなくて住んでいた人、同じレベルで議論できないんですよ。まして山木屋の人は危険だから避難させてくれ、町長さんお願いしますとかと言って出ていったなら、これは多少譲らざるを得ないですよ。だけど、今、仮設にしる借り上げにしる、一番言われたのは、私、その問題なんですよ。当然のように行政府としてですよ、自分の生活責任を持つ立場で考えれば、先ほど言ったとおり、原子力災害対策特別基本法の特別措置法の20条で当然避難させたわけね。そこから町の責任が発生するわけですよ。そうしたら、町長は常に避難者の立場とか、被災者の心に寄り添ってということをとときどきお使いになるようですから、そうしたらせめてそのくらいのことはやってしかるべしだし、個人的に東電と交渉しなさいなどということに、私はこれ言語道断だと思うよ。これ地方自治法の憲法違反でしょう、ある意味です。憲法25条に何と言っているか分かるでしょう、町長は特に法学部出身ですから知っていて当たり前ですね。皆さん方、憲法ぐらい知っているでしょう、103条までしかないんだから、2日もあれば覚えられますから。いいですか、基本的に。だから、個人的にやりなさいなどということ自体が、正に行政府の責任を放棄したと言わざるを得ませんよ。再度答弁してください。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

まず、9月の補正のときでの認められなかったやつをどうしたのかという、その件でございますが、今回、第2回の請求時点では、先ほども申し上げましたが、放射性物質の低減と摂取制限にかかるものだということで、その以外の前に請求して認められなかったものについては、具体的な賠償の考え方の検討を進めているので、改めてするという事なので請求しなかったということでございます。ただ、交渉等しているのかという話でございますが、東京電力の福島の補償相談センターがございまして、町の水道課の方に来ていただいて、11月8日と15日と2回にわたって要望したり、お話しをしたり協議をしたりしたところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 傍聴人の方に申し上げます。

私語を慎んで傍聴いただくようお願いいたします。

副町長。

○副町長（永田嗣昭君） 6番 菅野議員のご質問にご答弁いたします。

水道料金の関係が精神的賠償の中に含まれているかどうかの法的根拠というのは、特にないというふうに考えております。ただ、先ほども課長が答弁しましたように、水道料金かかった部分について、その部分については個人の方が賠償していただくということで、東電の方には町といたしましても、その請求をできるようにしてくれというふうな話を要請しておりますので、今後とも同じような形で求めてまいりたいと思っております。

○6番（菅野清一君） 質問に答えてないんで、議長は何を聞いているの。

○議長（新関善三君） いや、総体的にはですね、先ほど町長が町の基本姿勢でもお答えしてございます。再度今、副町長の方からもその補償のあり方等についての考えも述べさせていただきました。担当課長は先ほど経過の中でも述べておるわけでございますが、これ以上の回答は求められても、具体的にどの部分に。当局の答弁は以上のような答弁にしかありません。

はい、当局の答弁を求めます。（不規則発言あり）

ちょっと静かに。いくら議長があれであったとしても、もう少し静かに穏やかに。いや、答弁はしてございません。お願い申し上げます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

先ほど賠償金の中に精神的賠償の中に水道料金が入っているというようなお答えをしましたが、入っていないということで訂正をお願いいたします。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） いいですか、まあ課長も含めてね、だから、言葉ではいくら避難者の立場に立ってとか寄り添ってとか言ったって、実態がこの様なんですよ。

自分のことじゃないんですよ、皆さん。他人なんですよ。人口で8%ちょっとしかないから、面積は3分の1あったって。だから、どうでもいいという考えがそこにあるんですよ、腹の中に。全然被災者の立場に立っていないじゃないですか。だから、さっきの復興住宅の話にしろ、除染の話の仮々置き場にしろ、ただでいいよ、おめらのことやってくれるんだから、そのまんまじゃないですか。だから、みんな腹立っているんですよ。声出す元気もなくなっているから、いま寒くなっているの。いいですか、認識がまずずれているんですよ。だから、合意書というのは、どれだけ被災者を苦しめて、どれだけ向こうが、犯罪者が有利な立場に立って合意書をやっているという認識がないから、その程度の答弁するんですよ。いいですか、これから本賠償ですよ、一括賠償なんて言ったらば、必ず出てきますからね、このこと。だから、今言った水道料金も入っているなどというふざけた話をするわけですよ。いいですか、民法の710条には、そんなこと書いてないですよ。あくまでも民法710条は、精神的被害、しかも交通事故の最低の基準の1日4,200円ということで、避難民は今、その中で虐げられているんですよ。その立場で考えたならば、職員みんなで一生懸命立ってさ、住民の立場に立って、最大の努力をしなければならぬということがないから、そういうことを平気で言うんですよ。だから、それだけ合意書というのは、犯罪者にとって強い立場になっているんですよ。分かりますか。だから、9月議会で簡単に合意書ありましたが、これは請求できるんですなんてふざけた答弁をすることになるんですよ。だったら、頑張れと言われたじゃないですか。頑張った結果なんだと言ったらば、それはできないということでしょう、結果的に。合意書というのは、そういうことなんですよ。これ以上請求しませんという額が決まったということですよ。つまりは決められたということですよ。あの能なし政府と嘘つき東電に実際はやられたということですよ、簡単に言えば。それを認めるところから始まらなかったら、被災者の支援とか被災者の立場に立ってものを語れませんよ、あなた方。ふざけるなと言いたくなりますよ。だから、いいですか、被災者が水道を使うなら料金を払うのは当然だなんてふざけた態度を取られたらば、たまったものじゃないですよ、避難者は。改めて言いますが、なんで出たかと言えば、原子力災害対策特別措置法第20条で出たんでしょう。要するにあの法律は、総理大臣にしか権限がないわけですから。それで、自治体の長が認めたことによって避難したということは、半分以上自治体の責任があるということですよ。そうしたら、その自治体の避難した人の住民は、少なくとも川俣町の住民ですから。町は違うと思っているのか分からないですけど。そうしたら、少なくとも水道料金程度かもしれないけど、それは町が肩代わりして、後で東電に請求するようなことをやるのが本当の被災者の立場に寄り添った行政であるはずなんですよ。地方自治法の第1条になんて書いてますか。住民の福祉の増進を主たる目的にとちゃんと書いてあるじゃないですか。分かるでしょ、その程度のことは。そうしたら、地方公務員法の31条で、職員の規程ちゃんとしているじゃないですか。そういう単純に水道料金ですけど、その程度の意識だから、いつまで経っても問題

の解決はないということなんです。改めて申し上げます。これはきちんと行政府の長の責任でやったことなんですよ、避難させたということは。もちろん事故を起こしたのは、あの能なし政府と嘘つき東電がごまかしごまかしやってきて、あのふざけた爆発事故起こしたわけですから。だから、私、2年前の3月に聞いたじゃないですか。プルサーマルはやめるべきだと。町長は、安全だから大丈夫だと答弁したじゃないですか。全然安全ではなかったじゃないですか、この結果として。だから、その辺の反省が全くないということですよ。だから、水道料金を払って肩代わりしろなんて、そんなの一部のことですよ。それこそ本当に住民の立場に立った行政府のやり方だと私は思うんですよ。まして今、東電は、憲法93条で議会の決定権なんですよ、本当は。でも、議会とは話しないと東電言ってきたじゃないですか。あの東電のお使い番が来てね。広瀬がなんと言ったか分かりませんが、能なし会長の下河辺がなんと言ったか分かりませんが、現実そういうことなんです。だから国も含めて、その被災者のところから離れよう、離れようと、賠償金少なくしよう、少なくしようと言っている姿が見えるわけですよ、我々には。だから、1ミリから20ミリ、20～50ミリは、避難解除準備区域だなんて何ら科学的根拠もない、法的根拠もないふざけた話を堂々と実際にやってくるわけですよ。ふざけるなこの野郎と言いたくなるんですよ。だから、要するに町長、風邪引いているところ大変だと思いますけど、現実にはね、被災者の立場に立って考えるなら、自治体が肩代わりして東電に請求するなどということは当たり前の話ですよ。極めて当然な話なんです、法的根拠から言ったら。それをよく言うように、民間と民間の問題、あなた方そっちでやりなさいなんて、東電には申し入れしますなんて、申し入れなんてそんなレベルの話ではないですよ。水道料金1つに私は現れていると思うんですよ、その中身が。だから、再度申し上げます。きちんと水道料金も、今、580世帯かな、今、避難しているの。それを全部集めて、町が肩代わりをして東京電力に請求をしてください。合意書を取られても大丈夫だと元気のいい課長もいるんですから。この点について町長どうですか。これはきちんと答えてもらわないと、これからのことすべてそこにスタートであり、ゴールですから、そこは。これ原則ですよ。だから、今までみたいな東電にお任せするような話になるんですよ、現実には。これからどんどん家でやるなり、裁判出てきます。当然、合意書の問題出てきます。だから、私は聞いているんですよ。もう一度お願いします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

合意書につきましては、議員お質しのとおりでありますから、決して甘いものではないということについてですね、我々も認識していかなければならないということを書いて、そのとおりであります。

また、水道の問題であります、これらは先ほど副町長が答弁したようなことでございますが、我々ももっと具体的なことも含めて、東電がこれについても対応をするように交渉を強めていく考えでありますので、まず、ご理解いただきたいと思

います。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私も何点かお聞きをしますが、議案の提案の際、今回の収入、原子力損害賠償金は運搬費用だという説明でしたよね。運搬費用がなんで低線量化につながるのかどうか分かりませんが、運搬費用が該当すればですよ、大体のものが該当すると思うんだけど、ただ、課長の話の聞いていると、東電が認めたものだけ出すような話になっていますよね、常に。東電が認めないものは、いつになったら請求できないと私は思うんですよ。だから、川俣町として、原子力災害が起きた以降、本来が水道事業として必要でなかった金は、すべて損害賠償請求するのは当たり前だと思うんですよ。だけど、東電が認めたものだけ出していくという。認められなくとも、それは後から合意しても大丈夫だと、今、同僚議員も言っているけど、私も9月議会で再三聞いたんだけど、大丈夫だ、大丈夫だという話だから、そうすると70万円は今回入っていないわけですよ、35万8,000円しかないわけだから。だから、どういうスタンスで東電と交渉なさっているのかお聞きをしたいということ。これは何を運搬した35万8,000円なんだかお聞きしたいのね。検査に行くための水を運んでやっているんだという運搬費用だとすれば、簡水は請求していないわけだよね、逆に言うと。簡水は請求しないで、水道事業の方は運搬費用を請求しましたと、こういうことで合意しているという話ですから、実際は何を運んだものなのか。

それから、東電とはどういう話し合いで、東電が認めたものだけを出すという姿勢なのか、川俣町は。そこら辺2点。

それから、歳出の方では今度153万3,000円、放射性物質の検査料というのが出ているわけですね、追加で。補正増になっているわけですよ。費用が伸びている。検査料というのは、対象にならないんですか、損害賠償の。これから3か月で153万3,000円かかる、補正前の額は155万6,000円ですよ。全体では300万円かかっているわけでしょう。この300万円は、当然、放射性物質の検査料と書かれているんだから、本来はそんなもの検査することないんだから全額請求していいものだと私は思うんですが、これはなんで対象になってこないのか。あるいは対象になっているんだけど、請求していないのか。その辺を明らかにしていただきたいなと思います。

それから、避難民の方々の水道料金の話なんですけど、損害賠償の請求書の中には追加的費用というところあるんだよね。追加的費用というのは、いわゆる財物でもない何でもないんだけど、この原子力災害によって新たに発生した費用については請求して良いですよと、こう書かれているわけですよ。新たに発生した費用というのは、水道料金もそうだし、いろいろあるわけですけども、その中身を東京電力が一方的に規定しているから請求できないわけですよ。実際に追加的費用が発生しているのにもかかわらず。じゃ、それは何が今、認められているのか当局は把握していますか。追加的費用として、東京電力が認めている費用は何なのか。そこがな

いと、これからですよ、水道事業で要求するにしても何にしても、簡水もそうなんですけど、何が追加的費用で要求、請求できるものなのか。東電は何は認めて、何は認めないと、こうやっているのかということね。これは、避難している地域住民の方はもちろんだけど、町としても非常に大切なことですから、その辺どこまで把握しているかお聞きをしておきます。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 2番 高橋道弘議員の質問にお答えいたします。

まず、収入のところで運搬費の件でございます。運搬費でございますが、上水と簡水と両方ございますが、上水を持っていくときに簡水も持っていくということで、上水分に計上させていただいているというところでございます。全体的に上水の方の割合が大きいということで、上水の方で計上させていただいているということで、福島県で検査している検査の検体を運搬している、その運搬費でございます。

それから、交渉の仕方、請求の仕方、どういうスタンスでやっているのかということでございますが、川俣だけじゃなくて水道事業たくさんあるわけですが、その水道事業の方に今回、第1回もそうですが、放射線の測定の費用、それから水道水の放射性物質低減費用、それから汚染発生土保管処分の費用、それから水道摂取制限費用の4つのことについて今回、請求をしてくださいということで、そのほかのものについては、今、検討を進めているところなので、改めて請求していただくこととなりますということでありまして、そういう形で請求を今のところしているということでございます。

それから、歳出の検査料でございますが、それは補償の対象にならないのか、なんで請求しないのかということでございますが、今回、補正に上げさせていただいたものは、町で検査をするということございまして、これからするものでございます。当然これが請求の時期になりましたらば、それは請求の対象にするというところでございます。

それから、追加的費用というのは、何か発生しているのかということでございますが、汚染の発生土の保管料とか、それから処分料とか、それから放射性の物質の低減化にかかるものの追加的費用、新たに発生したもの、水道の摂取制限の新たに発生したものというふうに理解してございます。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 要は、今の答弁を聞いているとね、東電が認めたものだけ請求しているんだということなんです、簡単に言うとね、そういうことですよ。東電が良いといったものだけ請求していると、こういうことですよ。だから、それで本当にいいんですかということなんです。だから、避難している人だってなんだってみんなそうなんだけど、東電が言うとおりで済むのであれば、避難民の方々だって誰も悩んではないんですよ。東電の言うとおりで生活もやっていけないし、生活再建もできないわけでしょう。だから、水道事業というものが、自分の暮らしだと思ったら、東電の言うことだけ請求していればいいんで

すという態度はないわけですよ。だって、だからメーターだってこの前請求して、だめだと言われた。集会所の水道料もだめだと言われたと、こういうことなんでしょう。だけど、集会所の水道料金が伸びたのは、隣に仮設住宅ができて、山木屋の方々があそこを利用してね、集会をやったり、あるいは町も含めてですよ、あそこで説明会をやったりしているから水道料金が伸びたわけでしょう。だから、それは本来、原発事故がなければ増えない水道料なんですよ。それから、メーターだって、あそこに仮設住宅なかったら付けることないじゃないですか。それは、町がみんなには負担かけられないから、町が付けたわけでしょう。国が県が持ったわけではないでしょう、水道事業は別にあるんだから。だから、自分のことだと思えば、追加的費用なんというのはいっぱいあるわけですよ、ね、町長。それを東電が言ったことだけ請求して、あとは請求しないんだと。そして、東電がいいと言ったらば請求するんだというんでは、同じ被災民の立場に立たないんですよ、私から言わせれば。だから、東電が認めようが認めまいが、すべて追加的費用は請求して、向こうはこれしか認めなかったから500万円請求したけど、250万円しか認められなかったと。残りの250万円は、まだ留保しているんだと、合意していないんだということの取り組みが大切なんですよ。被災民と同じく公共体に取り組んでいくとすれば。それを東電が言ったとおりだけやって、ちっとももらったからいいべしたみたいな話にはならないでしょう。そして、検査料も対象になるならば、補正前に155万6,000円あるでしょう、これ請求したの、そういう問題になるんですよ。だから、自分の家、あるいは自分が所属している組織が自分にとって生活の糧だということになったら、最大限1円でも2円でも余計な支出は出さないと、住民に負担はかけない、この姿勢が皆さんの姿勢じゃないですか。それが住民福祉の向上になるわけでしょう。それが、東電が言ったとおりやればいいんだというやり方だから、こういうことになるんですよ。だから、追加的費用については、じゃこれ以外には全くないんですか。いいですか、東電が認めようが認めまいが、川俣町水道事業として、この原子力災害事故がなかったら、出すことのなかった費用は、トータルでは23年度ではいくらになって、24年度では今までいくらになったんですか。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

23年度で全体でいくらになったんだというご質問でございますが、23年度の損害額、請求すべき額ということによろしいでしょうか。（不規則発言あり）
損害額、今、もう一度整理いたしますので。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休議いたします。

（午後5時32分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後6時02分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

23年度、24年度で損害額はいくらかというようなご質問でございました。平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間の請求額につきましては、被害額ということで382万2,028円ということで出しておるわけでございますが、これまで東電の請求内容に応じて対応していた部分がございます。議員お話しのとおり、水道事業として町も被害者でありますので、今回の原子力災害を被った内容すべて賠償すべきものと認識しまして、東電が認める、認めないにかかわらず、今後、強く請求してまいりたいと思います。そういう意味で、これから23年度の追加的費用の賠償、それから24年度もまだ精査しておりませんので、これから精査してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そういう姿勢では是非臨んでいただきたいんですけど、当然、一般会計の方は人件費も含めてちゃんと請求しておりますよね、損害賠償請求。だから、水道事業であれ簡水であれ、人件費も含めてですよ、この余分な経費かかった部分は全部人件費も含めて私は請求すべきだと思う。それで、そうしますと、この金額大きく変わるんですね。この前の9月議会で問題になったのは、だから、合意しても大丈夫なんですかということが、そこで出てくるんですよ。だって今、町が水道事業でやっているのは、国が、東電が認めた費用だけ精査をして出して、それしかもらえませんかよとやっているわけでしょ。それに今、課長が答弁したとおり、まあ町長も全部請求しなければならないとさっき雑談でも言ってたから、それはそれでいいことなんだけど、じゃみんな出したときに、例えば1,000万円出した。そのうち280万円しか認めませんよと東電が言ってきた。合意しないと金はもらえない。残りの680万円だとか720万円という金はどうするのかと。これは合意したならば、終わりなんですよと9月議会で言った。それをもらえんと言ったわけだ、課長はこの前ね、9月議会。じゃ、本当にもらえるなら立派ですねと同僚議員も言ったけど、是非頑張ってくださいと我々は言ったわけです。けども、実際は、それはもらえないですよ、どんなふうに考えたって。だって、一般会計なんて1円ももらってないじゃないですか。去年1億8,000万円出して、今年は1億何千万円出しましたと言ったって1円も入っていないでしょう一般会計では。それは、東電が認めてないからでしょう。そこで町長ね、いくら請求したって合意しなかったら負けなんですよ。認められないからもらえるだけもらうかという話にはならないから、被災民も企業の方々も認めてもらえない費用があるところは、躊躇して困っているわけですよ。だから、それを解決しようと思ったら、裁判しかなくなっちゃうんですよ。そういうふうに法律はなっている。だから、じゃ、この水道事業の今、議論していますけど、これを全額もらうためには裁判も辞さないということで町長よろしいのですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

あの合意はしない。しかし、決まらないでいく場合、原子力発電所の事故に伴った費用というものですから、これはあくまでも請求していくべきだと思いますし、それには昨日も一般質問で答弁いたしました。弁護士さんも来て相談をしてですね、いろいろ求めていくということが、私はこの対策賠償問題は、町といたしましては、そういうことにしていく必要があると思っています。そういうことであります。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第 75 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで議会運営委員長から午前中に開催されました議会運営委員会の結果について、報告願います。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 本定例会の追加日程につきまして、本日、午前 9 時から議長室において、議会運営委員会を開催をいたしました。その結果、意見書として発議 6 件、議報告 3 件を本日の追加日程にすることを決定いたしましたので、報告をいたします。

○議長（新関善三君） 議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議 6 件、議報告 3 件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議 6 件、議報告 3 件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第 1，発議第 23 号「国が示した「財物賠償基準」を見直しさせ、「再取得価額」を基準とした賠償基準とすることを求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○８番（菅野正彦君） ８番 菅野正彦でございます。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国が示した「財物賠償基準」を見直しさせ、「再取得価額」を基準とした賠償基準とすることを求める意見書

国が７月に示した、避難区域における「財物賠償基準」は、固定資産税の評価額や建物の築年数に基づき賠償額を決めるというもので、築４８年以上経過した建物は、時価の２割程度しか賠償されない基準となっている。

そもそも、加害者である東京電力が「基準」を押し付けるなど、許されないものである。

これだけの大規模で、長期間にわたる被害を与えている原発事故による不動産の損害は、喪失した不動産の通常の算出による賠償ではなく、被害者がそれぞれの移転先で生活基盤を回復できるだけの賠償、生活基盤の再取得価額の賠償がなされなければならない。

原発事故によって避難した町民が、安心して生活基盤を確保できるだけの賠償をするのは当然であり、たとえそれが事故当時の時価を上回ったとしても賠償すべきである。

よって、本町議会は、公共用地取得の基準に基づく「再取得価額」を基準として賠償基準を定めることを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年１２月１２日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

文部科学大臣 田中真紀子 様

経済産業大臣 枝野幸男 様

環境大臣 長浜博行 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 長浜博行 様

復興大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 追加日程第2, 発議第24号「「自主的避難区域」における精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長(佐藤光正君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(新関善三君) 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番(菅野正彦君) 8番 菅野正彦でございます。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「自主的避難区域」における精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針・第1次追補(2011年12月6日)は、自主的避難区域における精神的苦痛、並びに生活費の増加分として、子どもと妊婦については昨年12月末までの損害として1人40万円、その他の自主的避難者等については、原発事故発生当初の時期の損害として1人8万円を賠償する基準を示した。

続く第2次追補(2012年3月16日)では本年1月以降については、「対象期間における状況が全般的に異なる」などとして、子どもと妊婦についてのみ、「合理性を有していると認められる場合」には、賠償の対象とするとした。

この第2次追補に基づき、さる12月5日に示された追加的費用等に対する賠償4万円、精神的損害等に対する賠償として8万円が示された。更にこの賠償は今回で打ち切りの方針を出したが、この内容は被災者として到底容認することはできない。

よって、本町議会は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針を見直し、原発事故以前の環境に戻るまで、精神的苦痛、並びに生活費の増加分として、賠償を続けることを明記するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月12日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

文部科学大臣 田中真紀子 様

経済産業大臣 枝野幸男 様

環境大臣 長浜博行 様

原発事故の収束及び
再発防止担当大臣 長浜博行 様
復興大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第3，発議第25号「「原発ゼロ」の政治決断を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 8番 菅野正彦でございます。「原発ゼロ」の政治決断を求める意見書、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

原発事故から1年9か月余りたったにもかかわらず、事故は「収束」どころかその被害は拡大しており、多くの被災者は先の見えない苦しみのもとにおかれている。

県内外への避難者は16万人近くに及び、避難先で命を落とす人も後を絶たない。甚大な被害を与え続けている原発の事故を、二度と起こすことは絶対許されない。

しかも原発稼働を続ける限り、処理する方法のない「核のゴミ」が増え続ける。これ以上、この危険な遺産を増やし続け、将来の世代に押し付けることは許されない。

政府が行ったパブリックコメント（意見公募）では、8割が「即時原発ゼロ」を求めており、「原発ゼロの日本」の実現は、国民、町民多数の願いとなっている。

政府は、すべての原発からただちに撤退する政治決断を行い、「原発ゼロ」の実現をはかることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月12日

内閣総理大臣 野田佳彦 様
文部科学大臣 田中真紀子 様
経済産業大臣 枝野幸男 様
環境大臣 長浜博行 様
原発事故の収束及び
再発防止担当大臣 長浜博行 様
復興大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第4、発議第26号「政府が行った「原発事故収束宣言」の撤回を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 8番 菅野正彦でございます。政府が行った「原発事故収束宣言」の撤回を求める意見書、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

政府は昨年12月16日に、福島第一原発は「冷温停止状態」になったなどとして、「原発事故収束宣言」を行った。

しかし、原子炉は破壊され、核燃料は溶け、高濃度汚染水の流出や、労働者の被ばく問題など、数々の重大な問題に直面している。

この「原発事故収束宣言」が我々を苦しめている。

今、我々が強く求めているのは、全面賠償と徹底した除染、そして福島の被災者支援と復興に総力を挙げて取り組むことである。しかし、いずれも被災者の希望どおりには進んでいないのが現状である。

政府が行なった「原発事故収束宣言」により、東京電力は被害者が提出した賠償

請求書に対して何の理由を示すことなくつき返すなど、不遜で傲慢な態度を増長させる原因となっている。

よって、本町議会は、政府が行った「原発事故収束宣言」の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月12日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

文部科学大臣 田中真紀子 様

経済産業大臣 枝野幸男 様

環境大臣 長浜博行 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 長浜博行 様

復興大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第5、発議第27号「避難住民のための農地付住宅団地造成及び復興住宅の建設を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 8番 菅野正彦でございます。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

避難住民のための農地付住宅団地造成及び復興住宅の建設を求める意見書

昨年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、4月22日に計画的避難区域に指定され、住み慣れた川俣町山木屋の生活から馴染みのない土地における仮設住宅、借上げ住宅に移っての避難生活も1年7か月が過ぎた。全く先の見えな

い生活に山木屋地区住民は肉体的、精神的に限界に近い生活を強いられ健康を損なう人が増加している。

今、国に求められるのは避難者の、日々の暮らしに潤いと喜びを取り戻すために、バラバラにされた家族が安心して一緒に暮らせる場所と住宅の確保である。

そして、山木屋地区の復興・再生には、永年培ってきた地域のコミュニティを取り戻すことが何よりも大切である。

山木屋地区は国による除染が計画されているが、広大な農地と山林を抱えていることから、農作物を作り、食べ、売れるようになるための完全除染には長い年月が予想される。ついては、一日も早い生活の安定を確保するため、次の件について早急に取り組まれることを求める。

- 1 山木屋地区住民が安心して生活できる環境を整備するために、農地付き住宅団地の造成及び復興住宅の建設に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月12日

内閣総理大臣 野田佳彦 様
文部科学大臣 田中真紀子 様
経済産業大臣 枝野幸男 様
環境大臣 長浜博行 様
原発事故の収束及び
再発防止担当大臣 長浜博行 様
復興大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

- 議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君） 追加日程第6，発議第28号「国による農地除染計画に関する意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○８番（菅野正彦君） ８番 菅野正彦でございます。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国による農地除染計画に関する意見書

昨年３月の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、大量の放射性物質が拡散し、川俣町山木屋地区の農地、山林を含めた豊かな大地は汚染された。

平成２３年８月２８日文科省発表の土壤汚染マップでは、一番高い所でセシウム１３４、１３７併せて１６５万ベクレル／㎡、一番低い所でも４４万４千ベクレル／㎡という極めて高い数値が示されている。これは、チェリノブイリの厳戒管理区域５５万５千ベクレル／㎡を大きく越える数値である。

したがって、山木屋地区の復興・再生には農地、山林の除染は欠かせないものであることから、今後予定されている農地除染計画に際しては山木屋地区の全農地の除染をすることとし、汚染土の剥ぎ取りを基本とし徹底的な除染を望むものである。

また、汚染土の剥ぎ取り後は、土壤改良を施した肥沃な土を覆土し、用水路の整備など、現状回復して農家に渡すことが放射性物質で農地を汚染したものの当然の責務である。

よって、国においては農地と山林の徹底した除染を併せて強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２４年１２月１２日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

文部科学大臣 田中真紀子 様

経済産業大臣 枝野幸男 様

環境大臣 長浜博行 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 長浜博行 様

復興大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第２８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第7，議報告第8号「平成22年度及び平成23年度農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告書について」、報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第8，議報告第9号「所管事務調査結果報告について」、各常任委員長から報告を受けます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（新関善三君） はじめに、厚生常任委員長報告願います。高橋道也君。

○厚生常任委員長（高橋道也君） 5番 高橋道也です。

厚生常任委員会所管事務調査報告

本委員会は、所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成24年12月12日

厚生常任委員会委員長 高橋道也

記

1. 調査事項・方法

- (1) 熊本県水俣市の「水俣病資料館」を訪問し、水俣病の概要等について研修を行った。
- (2) 長崎県長崎市を訪問し、被爆者健康手帳について説明を受けると共に、長崎市役所から復興支援のために派遣されていた職員と意見交換を行った。

2. 調査期日

平成24年11月6日（火）から8日（木）までの3日間

3. 調査参加者

厚生常任委員会	4名
副町長	1名
保健福祉課	1名
議会事務局	1名
計	7名

4. 調査結果及び報告については、記載のとおりです。

以上、報告とします。

○議長（新関善三君） 次に、議会運営委員長報告願います。石河清君。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員会所管事務調査報告

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成24年12月12日

議会運営委員会委員長 石河 清

記

1. 調査事項・方法

- (1) 山梨県身延町議会を訪問し、議会の活性化について説明を受け研修を行った。
- (2) 山梨県富士川町議会を訪問し、議会の活性化について説明を受け研修を行った。

2. 調査期日

平成24年10月10日（水）から11日（木）までの2日間

3. 調査参加者

議会運営委員会	6名
議会事務局	1名
計	7名

4. 調査結果及び報告については、以下記載のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第9，議報告第10号「議員研修会等の報告について」、報告を受けます。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙議報告書により朗読した。

○議長（新関善三君） 総務文教委員長。菅野正彦君。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 8番 菅野正彦です。朗読をもって説明をいたします。

福島県町村議会議長会主催の議員研修会報告書

このことについて、下記のとおり議員研修会に出席したので報告する。

平成24年12月12日

川俣町議会議長 新関善三

記

1. 目的 これからの基礎自治体とその議会のあり方についての研修
2. 場所 郡山市 郡山ユラックス熱海
3. 日時 平成24年10月22日（月）
4. 出席議員 11名
5. 研修会の内容は、以下、記載のとおりです。以上です。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期7日間にわたり慎重に審議をいただき、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

なお、議長の要職に就き１年が経過いたしました。１年を振り返り、ますます重要性を認識しておりますが、これまでの議会運営につきまして、不手際を起こしたことも事実です。今回、私の非により議会を混乱させた過ちは過ちとして心から率直にお詫びをするものであります。もとより、浅学非才の身であり、その器でないことはよく承知しているところでもございます。先に議会を混乱させた場合の約束もありますので、年末でもあり、選挙期間中でもありますので、時節柄大変せわしいときでもありますので、新年を迎え、１月中に態度を明確にする覚悟です。

これをもちまして平成２４年度第１１回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。（午後６時４０分）

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

議報告第７号 例月出納検査、定期監査及び随時監査結果報告

報告第８号 寄附採納報告

議案第７０号 川俣町復興産業集積区域における徴税の特例に関する条例

議案第７１号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第９号 平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第６号））

議案第７２号 平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第７号）

議案第７３号 平成２４年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）

議案第７４号 平成２４年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第７５号 平成２４年度川俣町水道事業会計補正予算（第２号）

議案第７６号 教育委員会委員の任命について

発議第２３号 国が示した「財物賠償基準」を見直しさせ、「再取得価額」を基準とした賠償基準とすることを求める意見書

発議第２４号 「自主的避難区域」における精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書

発議第２５号 「原発ゼロ」の政治決断を求める意見書

発議第２６号 政府が行った「原発事故収束宣言」の撤回を求める意見書

発議第２７号 避難住民のための農地付住宅団地造成及び復興住宅の建設を求める意見書

発議第２８号 国による農地除染計画に関する意見書

議報告第８号 平成２２年度及び平成２３年度農業及び農村の動向並びに進行に関して講じた施策に関する報告について

議報告第９号 所管事務調査結果報告について

議報告第１０号 議員研修会の報告について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 菅 野 清 一

同 署名議員 菅 野 正 彦